

第3回
主要自治体の
子育て分野における NPO/市民活動団体との連携
に関する調査報告書
【2012年度】

にっぽん子育て応援団

目 次

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| はじめに | 3 |
| 調査のねらい | 4 |
| 調査の概要 | 4 |
| 第1章 調査結果の概要 | 7 |
| 全体的な傾向 | |
| 上位12自治体の特徴 | |
| 第2章 各設問の調査結果 | 21 |
| (1) 現在の子育て支援サービスについて | |
| (2) すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの拡充について | |
| (3) 地方版子ども・子育て会議について | |
| (4) 「子ども・子育て支援新制度」への庁内対応について | |
| (5) 「子ども・子育て支援新制度」への対応の進め方について | |
| (6) 「子ども・子育て支援新制度」へ一番期待していることについて | |
| (7) 「子ども・子育て支援新制度」に対する一番の課題について | |
| 第3章 全国の自治体評価比較 | 35 |
| (1) 評価基準 | |
| (2) 調査得点一覧 | |
| (3) レーダーチャート | |
| 参考資料 | 46 |
| ○調査票 | |
| ○調査にご協力いただいた自治体一覧 | |

はじめに

本書は、全国の県庁所在地市と、それ以外の自治体の一部、合計 106 の自治体において、子育て分野における NPO/市民活動団体と自治体との連携関係がどの程度整えられているか、また早ければ平成 27 年度から施行予定の「子ども・子育て支援新制度」の対応状況等を知るために、平成 22(2010)年、23(2011)年に引き続き、第3回目として平成 24(2012)年度に実施した調査結果を報告するものである。

「子ども・子育て支援新制度」が、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度として成立したことが、本年度の調査には大きな影響を与えていた。特に、平成 25 年 4 月以降設置が始まる「地方版子ども・子育て会議」の体制づくりに関しては具体性が見えてきており、また各自治体の府内対応、対応の進め方は、実現に向けて大きく動き出した様子が読みとれた。

少子高齢化が進む日本社会の中で、とりわけ諸外国に比べて脆弱であった子育て支援の分野においては、子育て世代の現状を踏まえ、子育ての当事者の意見を取り入れ政策にスピーディに対応していくことが求められている。すべての子ども・子育て家庭を対象とした支援を拡充するためにも、制度で定められるフォーマルな支援の充実とともに、地域人材の活用や NPO/市民活動団体と連携・協働を進めながらインフォーマルな支援を地域にどのように構築していくのかが問われている。

本調査は、全国の主要な自治体に対して、NPO/市民活動団体と連携・協働を進める上で、子育て支援団体への支援や参画、人材育成、事業の委託状況等などの実態を明らかにするものである。その上で、子育て支援がより的確に子育て家庭に届けられるよう、NPO/市民活動団体とのよりよい連携・協働が実現できるような気づき、また政府の新しい動きに対しての対応状況等を把握することが調査の目的である。

調査にあたっては、今回新たに加えた項目含め、昨年実施の調査データを自治体担当者に示し、内容を確認・加筆してもらった。また、今回の調査について依頼を辞退した自治体は 1 自治体あったが、大阪府、兵庫県、鳥取県の 3 自治体が新規参加し、合計 106 自治体となった。

本調査は、決して自治体の優劣を比較するものではない。子育て支援がよりよく当事者に届けられるよう、NPO/市民活動団体等の活用を促進するために、各自治体の取組み状況を明らかにし、各自治体が取り組むべき方向性や課題への気づきを得られることにある。是非、ご活用いただければ幸いである。

本調査の趣旨にご理解いただき、ご協力いただきました自治体の皆様に深く感謝申し上げます。

2013 年 6 月
にっぽん子育て応援団

調査のねらい

- 自治体が実際に行っている事業の実態を把握し、各事業の委託度、NPO/市民活動団体の活用度を確認する。特に、放課後児童健全育成事業についての考え方を確認する。
- 今後、すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスに拡充に関する考え方を確認する。
- 子ども・子育て支援の給付・事業を、当事者のニーズに即したものにするため、また効果的な制度運用を行うため、事業者、労使代表者を含む負担者、子育て当事者、NPO等の市民活動団体が子育て支援の政策プロセス等に参加・関与できる仕組みとして「地方版子ども・子育て会議」が平成25年4月から実施が可能となるが、自治体における取り組み状況を確認する。
- 国が2015(平成27)年度施行を目指している「子ども・子育て支援新制度」に対する、自治体の府内対応、対応の進め方等自治体での取組みの推進状況等を把握し、今後のあり方への方向性をさぐる。

調査の概要

■調査の目的

少子化や子育て家庭の孤立化を背景に、子育て支援の必要性が高まっている。全国の子育て分野におけるNPO/市民活動団体と自治体との連携関係がどの程度整えられているか、また政府が新たに策定しようとしている「子ども・子育て支援新制度」に対する意見、自治体での取組みの推進状況等を把握することを目的とする。

■調査の対象

全国の県庁所在地市のすべてと、本調査にご協力いただいた各地のNPO/市民活動団体が選定した自治体、にっぽん子育て応援団サポーター自治体を加えた107自治体

■調査票の構成

(1)現在の子育て支援サービスの実施状況

- ・実施の把握
- ・委託や補助での実施状況
- ・事業の拡充希望

(2)放課後児童健全育成事業の実施状況

- ・拡充のために必要な条件
- ・学校活用と連携

(3)すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービス拡充についての考え方

(4)地方版子ども・子育て会議の考え方

(5)子ども・子育て支援新制度への対応

- ・府内対応の方法
- ・対応の進め方
- ・期待と課題

(6) 子ども・子育て支援新制度への期待

(7) 子ども・子育て支援新制度の課題

■調査の経過

2012年12月

- ・調査内容の決定
- ・調査協力 NPO/市民活動団体の選定、調査依頼自治体の選定
- ・アンケート票の設計

2013年1月～3月

- ・調査依頼自治体 107 自治体に対して郵送もしくは電子メールでアンケートを送付、回答を得た。
- 回答結果について不備があるものについては、自治体に確認をとった。

2013年3月

- ・回答数は 106 自治体（県庁所在地市 51(*1)、県庁所在地市以外の自治体 55)で、回答率は約 99%（県庁所在地市 100%、県庁所在地市以外の自治体 98%）であった。
- ・回答自治体に対して、公開情報の最終確認と掲載内容の最終確認をとった。

(*1) 東京都については、新宿区、文京区、大田区、世田谷区、練馬区が含まれる。

■集計・分析と報告書の構成にあたって

・県庁所在地市は、比較的人口が大きく子育て支援サービスのニーズが高いと予測し、県庁所在地市以外の自治体と比較を行った。

・②の1)現在行っている子育て支援事業については、事業内容は国の基準で掲載されており、自治体によっては若干要項が異なる場合がある。事業内容に修正を加えた自治体については、自治体ごとのアンケート結果表を、にっぽん子育て応援団のHPに掲載する予定となっている。
にっぽん子育て応援団HP <http://nippon-kosodate.jp>

・①の1)現在行っている子育て支援事業の委託については、今回の調査が子育て分野における NPO/市民活動団体との連携に関する調査であることから、補助している事業についても○とした。

・「i 病児・病後児保育事業」については、内訳のなかでどれか実施していれば○とした。

・⑤「子ども・子育て支援新制度」への対応の進め方について、回答に際して項目に○をついているが、記述の中で「未定」となっている自治体に対しては、他自治体との整合性に配慮し加点していない。

第1章 調査結果の概要

■全体的な傾向

- 現在のサービスに関しては、昨年度の調査から大きな変化はない。
- 県庁所在地市で、拡充を希望する自治体が30%を超えるのは、「通常保育事業」「延長保育推進事業」「休日保育事業」「家庭的保育事業」「一時預かり事業」「放課後児童健全育成事業」「病児・病後児保育事業」「地域子育て支援拠点事業」
待機児童問題が話題となっているが、特に県庁所在地市において、通常保育事業、延長保育、休日保育事業のさらなる拡充希望が読み取れる。
- 「放課後児童健全育成事業」について、今後さらに拡充するために必要なことは、「適切な人員配置のための財源」「実施場所の確保」「配慮が必要な児童支援の拡充」と7割以上の自治体が答えた。
実施場所の確保については学校活用を約半数の自治体で行っているが、それでも足りていない状況が読み取れる。配慮が必要な児童支援についても、各自治体が対応に課題を抱えている現状が推測される。
- 「放課後児童健全育成事業」について、県庁所在地市とそれ以外の市で差がついたのは、「指導員の資格、身分保障」と「対象年齢の拡大」。
県庁所在地市はそれ以外の自治体に比べて、指導員の資格、身分保障には必要性を感じている自治体が少なく、一方、対象年齢については小学校6年生までの拡充希望が高い。
- すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの拡充については、「子育て家庭の困りごとに寄り添って継続的・包括的に関わる人材や体制」が特に重要性が高いとの指摘。
新制度における「地域子ども・子育て支援事業」には、保育が必要な子どもだけでなく、すべての子ども・子育て家庭を対象とした支援が含まれており、新規事業として子ども・及びその保護者の身近な場所において、相談に応じ必要な情報の提供や助言を行うとした「利用者支援」が創設される。設問の「当事者に寄り添った情報提供等の利用者支援」とともに特に「子育て家庭の困りごとに寄り添って継続的・包括的に関わる人材や体制」の必要性の指摘がなされた。
- 「地方版子ども・子育て会議」については、全体として昨年に比べ重要以上の認識を持つ自治体が増えた。「当事者(子ども・子育て家庭)のニーズを踏まえた、市町村独自の指針や計画づくり」を特に重要とした自治体が多かった。
- 子ども・子育て支援新制度に対する庁内対応については、「情報収集・対応準備」に加え、「担当課・担当窓口の設置」、「市民の対応窓口の設置」等など昨年より準備が大幅に進んできた。
- 子ども・子育て支援新制度に対する対応の進め方については、「多様なステークホルダーの参画を求める」「専門家の意見を聴く」等の実施予定自治体が大幅に増えた。

■上位 12 自治体の特徴

上位自治体は、29 点から 21 点となった 17 自治体である。その特徴を以下に記す。また県庁所在地市としては、京都市、新宿区、千葉市、新潟市、山口市の 5 市・区がはいり、県庁所在地市以外の自治体として、藤沢市、遠野市、松戸市、浦安市、三鷹市、流山市、倉敷市の 7 市がはいった。

・ **京都市** 人口約 147 万人。ほぼすべての事業の委託が進んでいる。放課後児童健全育成事業に対する拡充意向も高く、多様な方策により量・質共に整備を行う意欲を感じる。すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの拡充、子ども・子育て会議の設置に対しても積極的である。また、子ども・子育て支援新制度の対応準備、進め方に関しても具体的に始めている。

・ **藤沢市** 人口約 41 万人。事業の委託が進んでいる。すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの拡充、地方版子ども・子育て会議に対する意識も高い。委員については、市民公募予定。また、子ども・子育て支援新制度の対応についても関係部署との協議をすすめ、平成 25 年 4 月より対応予定。

・ **新宿区** 人口約 31 万人。事業の委託もすすみ、各事業の拡充意欲も高い。放課後児童健全育成事業に対する拡充意向も高く、多様な方策により量・質共に整備に意欲的。すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの拡充、子ども・子育て会議は、次世代育成協議会を活用するも活発な議論が生まれるよう仕組み作りも検討している。また、子ども・子育て支援新制度の対応準備、進め方に関しても具体的に始めている。(にっぽん子育て応援団サポーター自治体)

・ **遠野市** 人口約 3 万人。事業の委託も比較的すすんでいる。地方版子ども・子育て会議については、既に意見提案や事業評価をしている「遠野市わらすっこ支援委員会」を活用予定。事業評価の方法も確立している。また、子ども・子育て支援新制度の対応についても関係部署との協議をすすめ、市町村計画策定に向けたニーズ調査等の進め方を具体的に検討している。(にっぽん子育て応援団サポーター自治体)

・ **松戸市** 人口約 48 万人。現在行っていない夜間保育、休日保育、家庭的保育事業にも拡充希望があげられた。すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの拡充では、特に利用者の視点に立った仕組みを重視。子ども・子育て会議は、新たな会議体を設置予定としている。また、子ども・子育て支援新制度の対応準備、進め方に関しては具体的に進められ、府内プロジェクトで情報共有を進めている。

・ **千葉市** 人口約 96 万人。事業の委託も比較的すすんでいる。すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの拡充に意欲的。地方版子ども・子育て会議は、設置の方向で検討中。また、子ども・子育て支援新制度の対応についても関係部署との協議をすすめ、市町村計画策定に向けたニーズ調査等の精度・回答率をあげる方法等に課題意識をもっている。

・ **浦安市** 人口約 16 万人。すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの拡充では、特に利用者の視点に立った仕組みを重視している。地方版子ども・子育て会議に対する意識も高く、新たな会議体として設置予定。また、子ども・子育て支援新制度の対応準備、進め方に関しても具体的に始めている。

・ **三鷹市** 人口約 18 万人。事業の委託も進み、放課後児童健全育成事業に対する拡充意向も高く、多様な方策により量・質共に整備に意欲的。地方版子ども・子育て会議は、既に公募委員も含まれている次世代育成協議会を発展的に移行させる予定。また、子ども・子育て支援新制度の

対応準備、進め方に関しても具体的に進めている。(にっぽん子育て応援団サポートー自治体)

・**新潟市** 人口約 81 万人。ほぼすべての事業の委託が進んでおり、各事業の拡充意欲も高い。すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの拡充、子ども・子育て会議の新たな設置等を予定している。また、子ども・子育て支援新制度の対応準備、進め方に関しても具体的に始めている。放課後児童クラブの整備が課題としてあげられ、あり方検討会を予定している。(にっぽん子育て応援団サポートー自治体)

・**流山市** 人口約 15 万人。事業の委託も比較的すすんでいる。地方版子ども・子育て会議については、新たな会議体として設置予定。また、子ども・子育て支援新制度の対応についても関係部署との協議をすすめ、具体的に進めている。新制度により、待機児童解消と地域の実情に即した子育て環境の整備に期待している。

・**倉敷市** 人口約 47 万人。事業の委託もすすみ、各事業の拡充意欲も高い。すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの拡充にも意欲的。地方版子ども・子育て会議に対する意識も高く、新たな会議体として設置予定。

・**山口市** 人口約 20 万人。ほぼすべての事業の委託が進んでおり、保育事業の拡充意欲が高い。放課後児童健全育成事業に対する拡充意向も高く、多様な方策により量・質共に整備に意欲的。すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの拡充、子ども・子育て会議の新たな設置等を予定している。子ども・子育て支援新制度の対応準備についてはこれからという状況。

全体としては、現在行っている子育て支援事業の委託度、放課後児童健全育成事業の特に指導員の研修、人材育成に積極的か、また地域子育て支援事業の拡充に対する考え方、地方版子ども・子育て会議への取り組み方針、子ども・子育て支援新制度への取り組み状況などのバランス、積極性が加点のポイントとなった。

今回は、特に平成 24 年 8 月に成立した、「子ども・子育て支援関連 3 法」を受けて、どれだけ市町村が体制を整えたかが得点差につながったようだ。積極的な自治体は、平成 25 年 4 月よりニーズ調査やその検討を行う地方版子ども・子育て会議等の設置に向けて体制を整えている。また、調査後の 4 月以降、地方版子ども・子育て会議の市民委員の公募が始まった様子が伝わってきている。

調査は決して自治体を採点するものではない。あくまで今回の調査は、NPO/市民活動団体との連携に対しての取り組み姿勢と、放課後児童健全育成事業の特に指導員の研修、人材育成に積極性、また地域子育て支援事業の拡充に対する考え方、地方版子ども・子育て会議への取り組み方針、子ども・子育て支援新制度への取り組み状況を明らかにするものである。

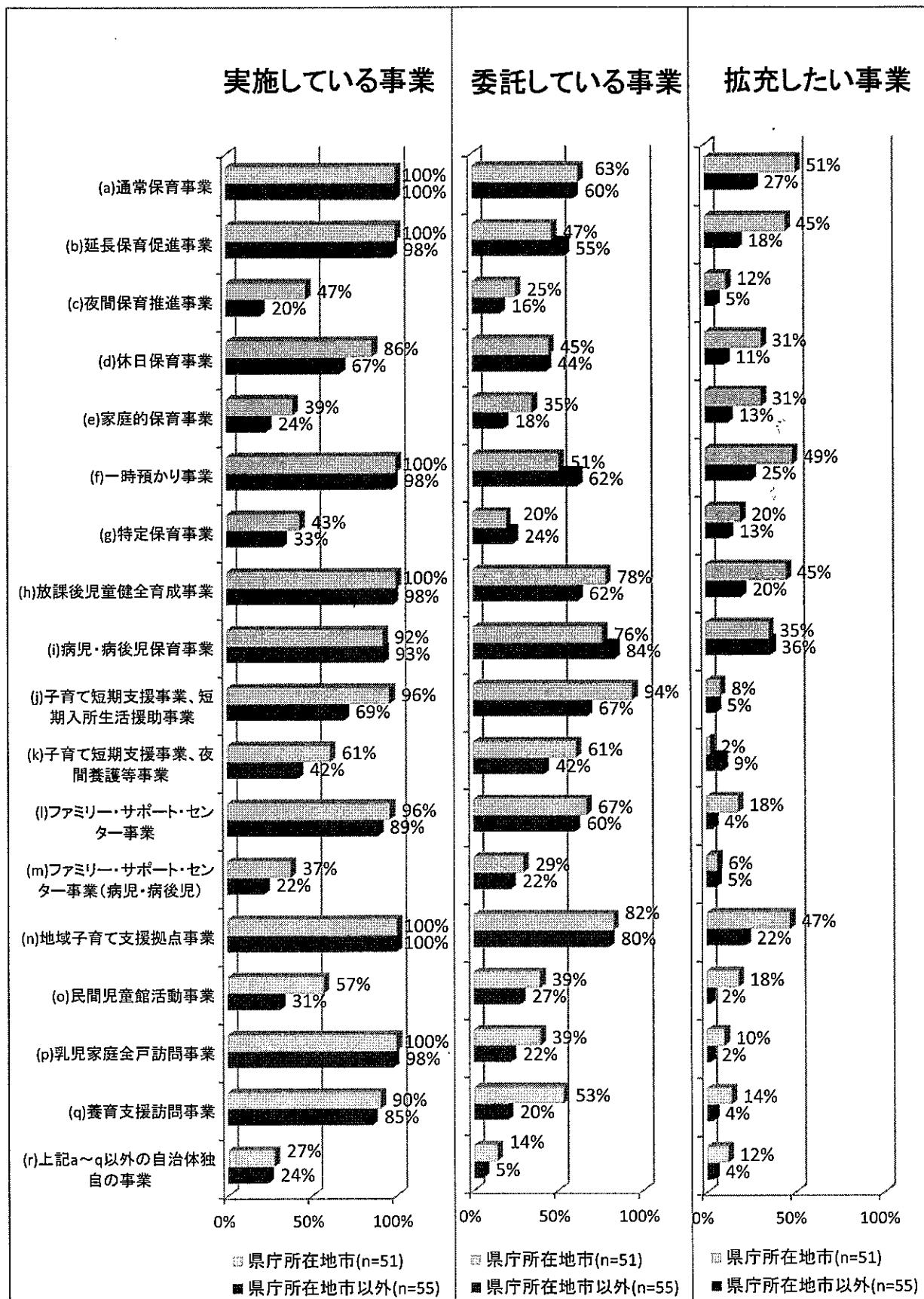
都市部においても、地方においてもバランスよく、NPO/市民活動団体との連携を進めている自治体は存在していることが明らかになった。

また、これまでに比べて、子ども・子育て支援新制度の法的根拠を得て積極的に進める自治体が増える等、推進体制にかなり差が出てきている状況が把握された。

①現在のサービスについて

1) 現在行っている子育て支援事業 (n=106)

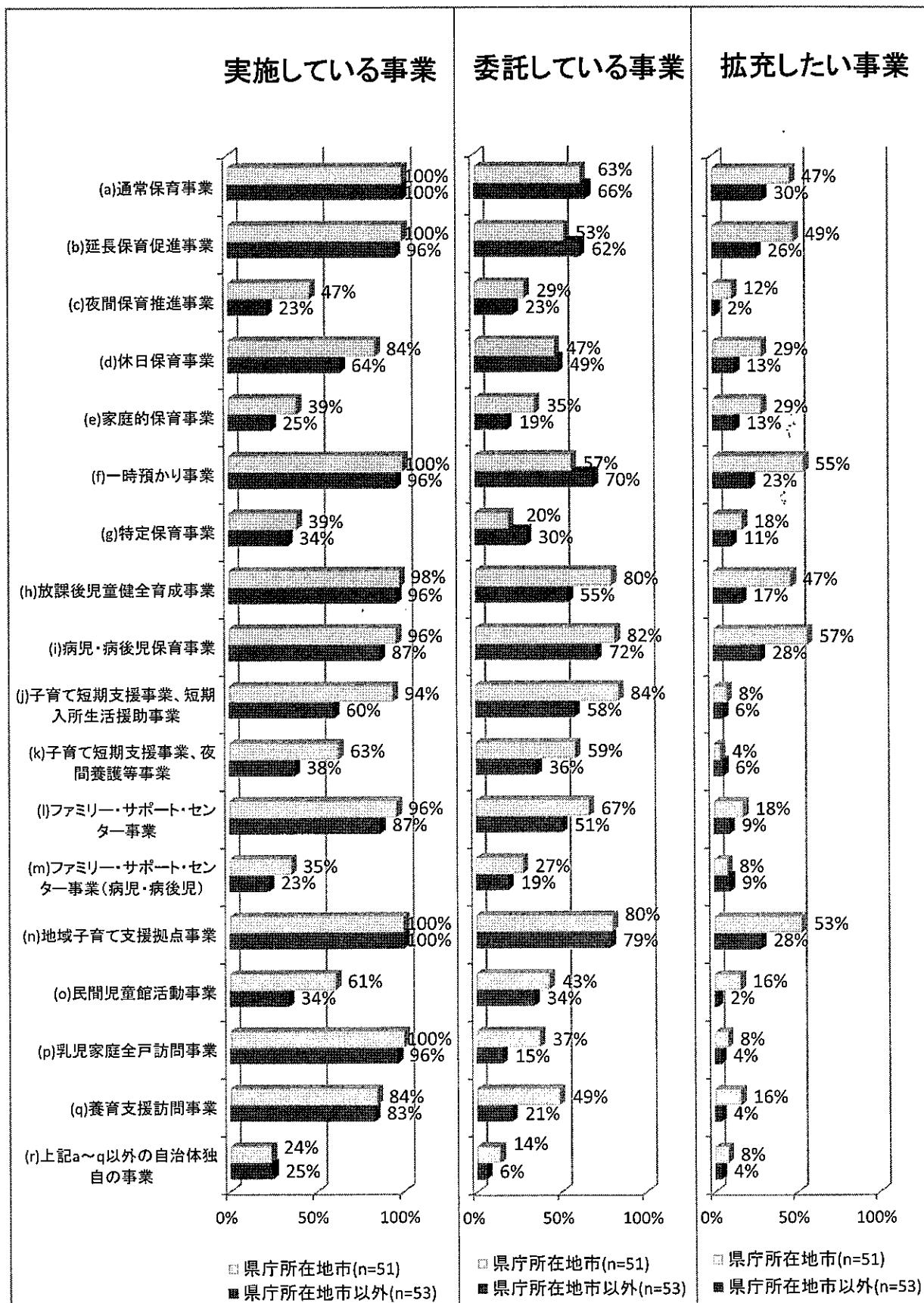
2012年度



(参考)

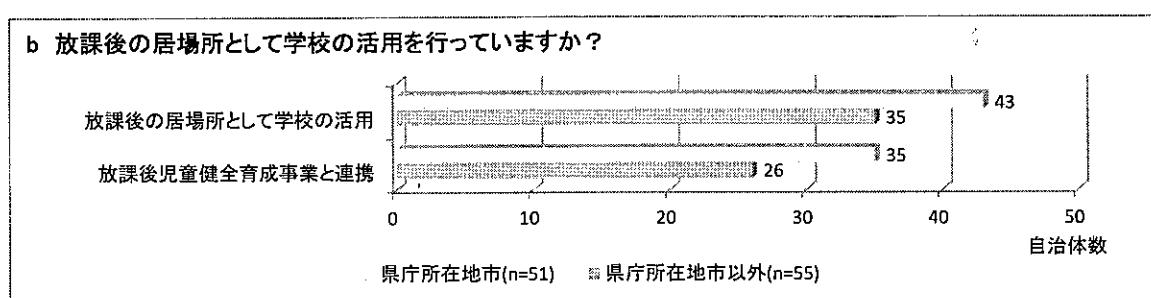
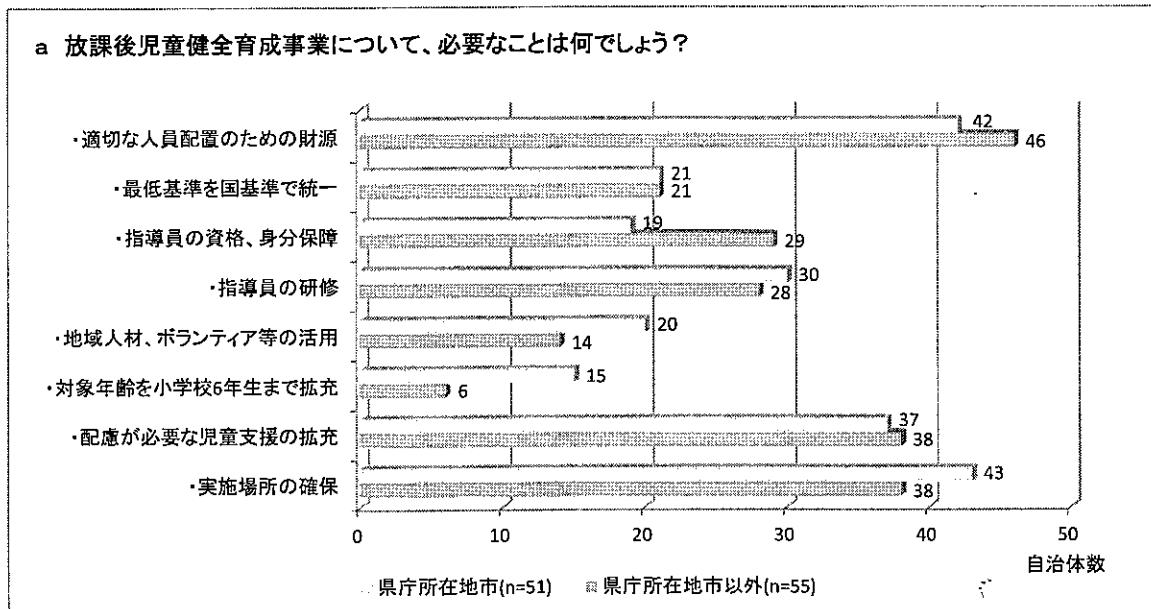
2011年度

1) 現在行っている子育て支援事業 (n=104)

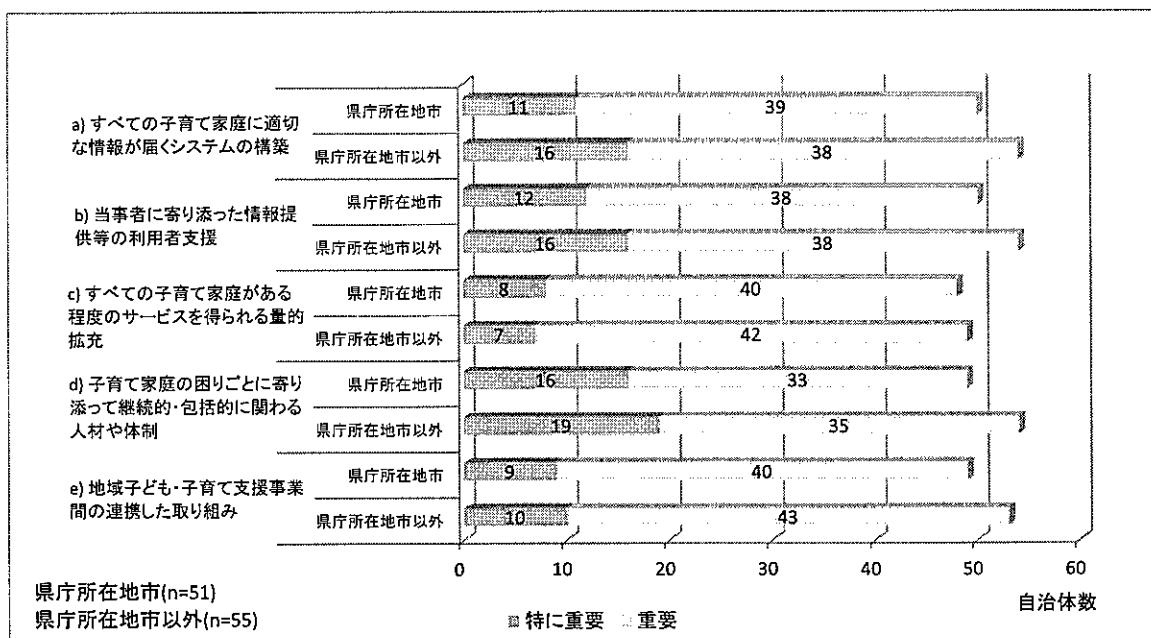


①現在のサービスについて

2) 放課後児童健全育成事業について(n=106)

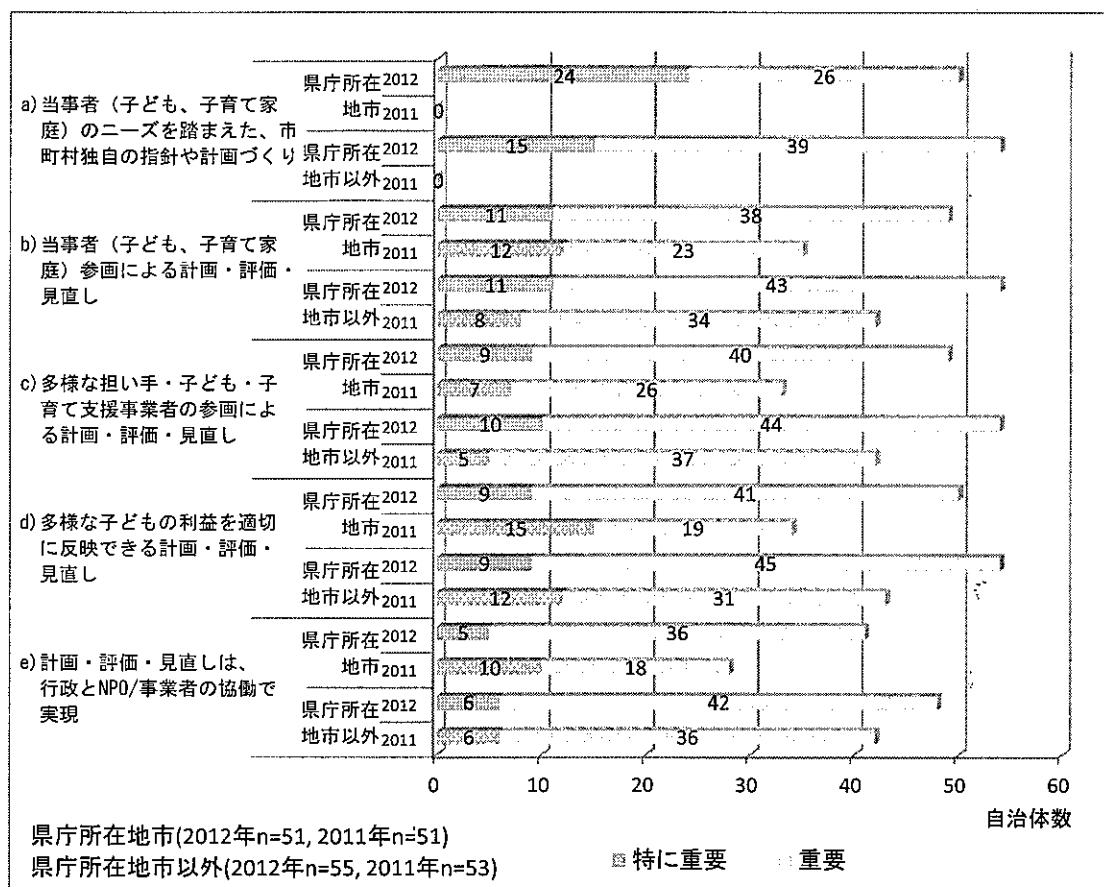


②すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの拡充について(n=106)

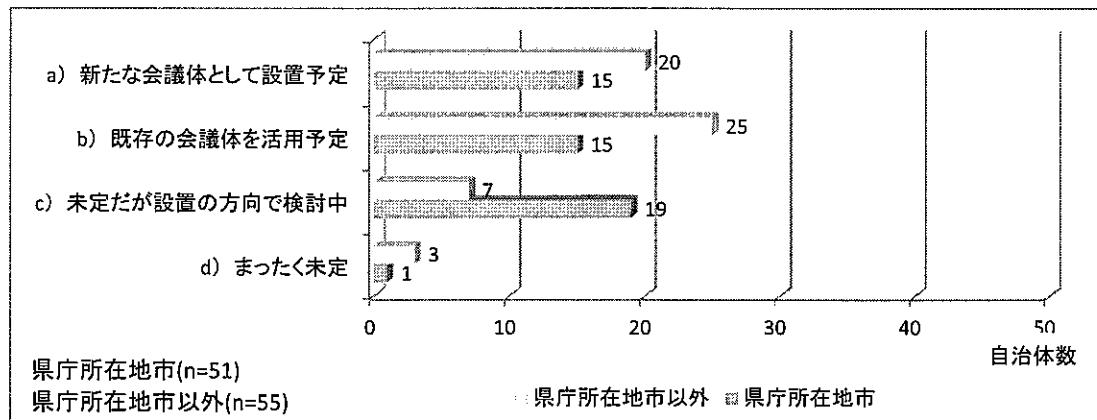


③地方版子ども・子育て会議について(2012年n=106, 2011年n=104)

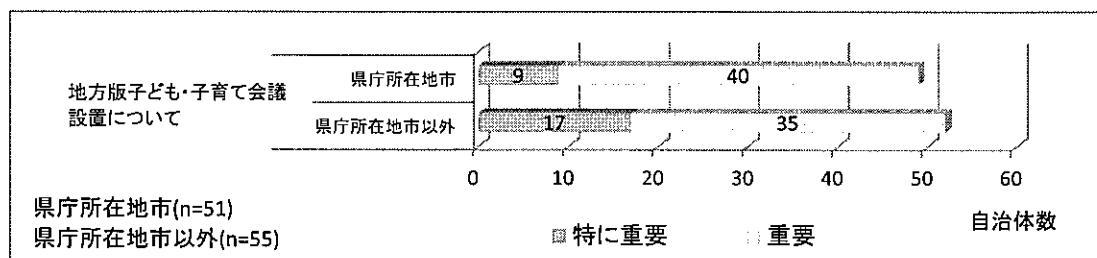
1)子ども・子育て支援の計画・評価・見直しに必要な体制について



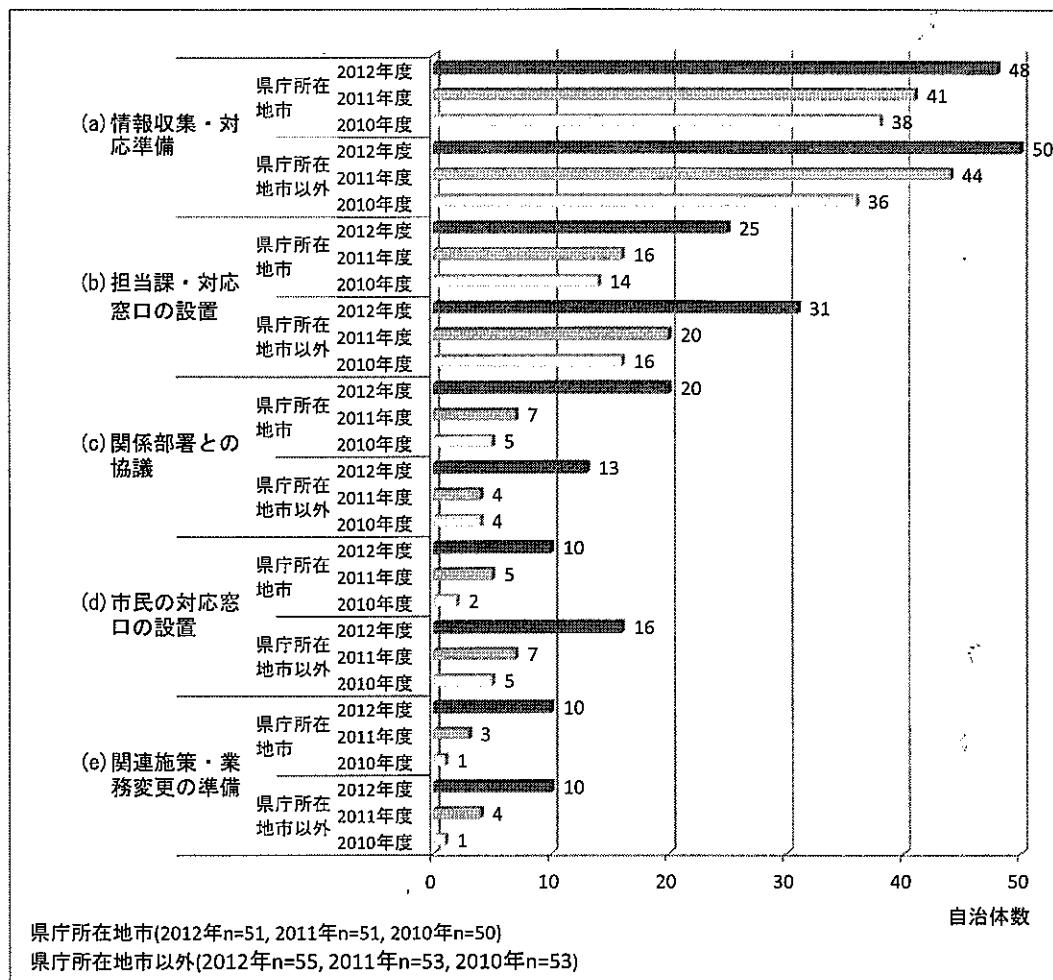
2)実際に、子ども・子育て会議を実施する際には、どのような体制づくりを考えていますか？(n=106)



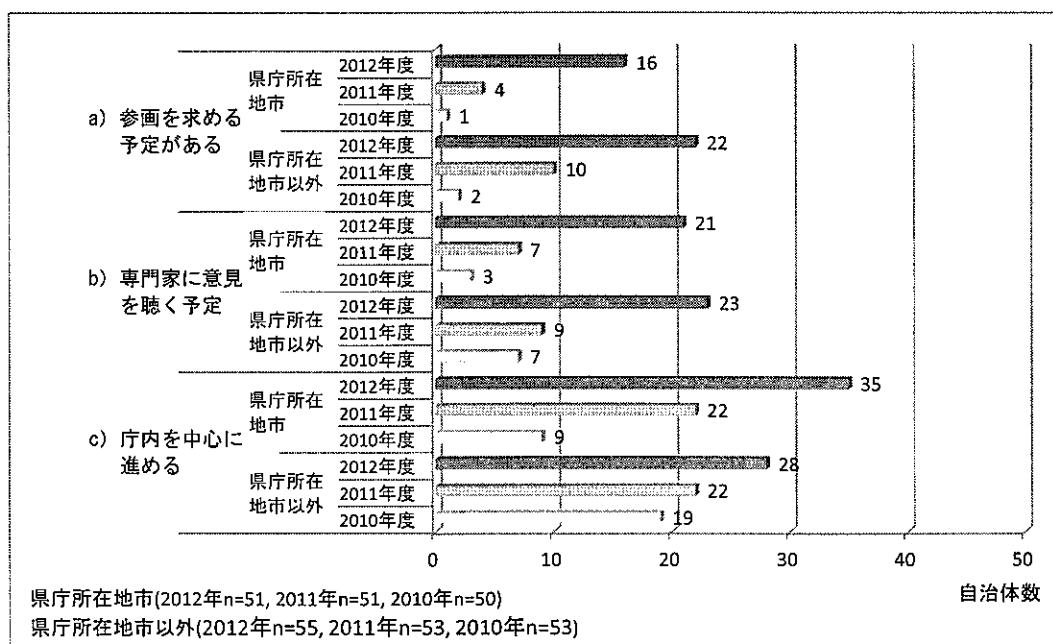
3)地方版子ども・子育て会議設置について(n=106)



④「子ども・子育て支援新制度」への庁内対応について



⑤「子ども・子育て支援新制度」への対応の進め方について



⑥「子ども・子育て支援新制度」へ一番期待していること

⑦「子ども・子育て支援新制度」に対する一番の課題

| 自治体名 | ⑥「子ども・子育て支援新制度」へ期待していること | ⑦「子ども・子育て支援新制度」に対する課題 |
|-------|---|--|
| 札幌市 | 国による早期の政策及び指針などの情報提供 | 制度導入時における市民の対応(混乱を招かないよう配慮が必要であるため) |
| 旭川市 | | |
| 白老町 | 子育てに希望が持てるような、また多様なニーズに対応できるシステムであることを期待します。 | 財源の問題。子育て支援を担う人材の問題。 |
| むつ市 | | |
| 青森市 | | |
| 盛岡市 | | |
| 遠野市 | | |
| 仙台市 | 自治体の裁量拡大と財源拡充 | 国から未だに具体的な基準が示されないうちに大規模な制度変更が目前に迫っており、資金面、施設等の物理的な面、人材確保等、総合的に準備期間が短すぎる。 |
| 秋田市 | 子ども・子育て支援対策に係る財源を一元化し、質の高い学校教育と保育を一体的に提供するとともに、保育の量的拡大により待機児童の解消を図るなど、子育て家庭を社会全体で支える新たな制度として期待している。 | 制度の詳細があきらかにならない現状から、準備期間の作業量が膨大になるのではないかと心配している。 |
| 能代市 | | |
| 山形市 | 幼保一元化の推進など子育てに関するシステムの統一による総合的な子育て支援の実施 | |
| 福島市 | なし | 財政面での説明がまったくない。 |
| 白河市 | | |
| 郡山市 | 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することができること | 市町村の計画により保育の格差が生じないかどうか |
| 水戸市 | | |
| つくば市 | 待機児童の解消を含め、より子育てしやすい社会へ目に見える形での改革 | ・財政措置がきちんとなされるのか。 ・まだ決まっていない詳細部分について早めに決めて欲しい。 |
| 宇都宮市 | 社会全体で子育てを支援する機運・意識の向上や体制整備が図られること。 | 子育て支援サービスの需要と供給のバランスを取るとともに、サービスの質の維持・向上を図ること。 |
| 前橋市 | 地域型保育方針が創設され、小規模保育等についても国の財政支援が導入されること | 保育の必要量の設定で、長時間・短時間で線引きすると、クラス編成や職員配置、必要定員数の設定で現場が混乱する恐れがある。 |
| さいたま市 | ・恒久的に安定した財源の確保 ・児童福祉にかかる社会資源の安定供給、質・環境向上 | ・新制度について大枠しか示されていないため、今後、制度移行への時間確保、事務負担、財政負担の軽減が可能かどうか。 ・混乱のない基準・制度の設計。 |
| 蕨市 | | |
| 和光市 | | |
| 所沢市 | 安定的な財源の確保 | 限られた準備期間の中での「子ども・子育て支援事業計画」の策定 |
| 千葉市 | ・質の高い幼児教育・保育の総合的な提供 ・確実な給付の実現と、より手厚い国の財政支援 ・地域の実情に応じて事業を実施できるよう、実施要件の緩和 | ・保育所、幼稚園及び認定こども園の今後のあり方(幼保連携型認定こども園の整備、私立幼稚園の「特定教育・保育施設」への移行) ・事業の担い手(人材及び事業者)の確保・育成 ・円滑な移行(市民サービスを低下させないこと、市民や事業者に混乱が生じないようにすること) ・ニーズ調査の精度・回答率を上げること。 ・放課後児童クラブの対象拡大(小3→小6)によるニーズの増・多様化への対応。 |
| 白井市 | 子ども全体を含む子育て支援制度であり、多様なサービスの使い方ができ、子育て世代への支援として期待。 | 税との一体改革がスムーズに進むのか見極められる前に、準備を進めなければならないことであり、その時間も短い。 準備とは計画をはじめ、施設等サービスも含むものであるので、時間を要するし財源も必要となる。 |

| 自治体名 | ⑥「子ども・子育て支援新制度」へ期待していること | ⑦「子ども・子育て支援新制度」に対する課題 |
|-------|---|---|
| 松戸市 | 財源の確保と一元化により、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子どもを生み育てやすい社会の実現につながる制度となること | 障害児の成長支援やひとり親家庭への支援など、新制度においては直接の対象とならないが重要な子ども・子育て支援の施策がある。 地域におけるすべての子ども・子育て家庭への支援に総合的に取り組むことができるよう、市町村の子ども子育て会議など計画策定プロセスの中で検討する必要がある。 |
| 市川市 | 市の一般財源負担額を大きく増やさない中で、子ども・子育て支援施策の量・質を拡充できるような制度設計を考えられること。 | 多くの児童を放課後保育クラブに受け入れるための財源や場所の確保、並びに、幼稚園に現行制度のまま残る選択肢が示されている中で、幼保一体化の機運を盛り上げることができるかが課題である。 |
| 流山市 | 子ども・子育て支援を総合的に推進する新制度において、待機児童の解消とともに地域の実情に即した子育て環境がさらに整備できることを期待したい。 | 新制度では、市町村による計画的な施設整備、小規模保育の活用などにより待機児童の解消を図ることになるが、潜在的な需要も含めた保育ニーズに対応できる保育施設の場所の確保等が課題になる。 |
| 浦安市 | 新制度を機に、社会全体として子どもや保護者を支え、仕事と子育てを両立することができる環境や質の高い就学前保育・教育がすべての子どもに行き渡る社会的基礎等ができるることを期待する。 | 認定や確認等の新たな制度導入を円滑に行うとともに、市民の利用に支障をきたさないよう市民への広報や利用者支援をどのようにしていくかが課題である。 |
| 新宿区 | 社会全体で子ども・子育て家庭を支える仕組みが、構築されること。 | 1 導入にあたっては、区民に混乱が無いようにスムーズに新制度に移行すること。認証保育所等の既存サービスの法的位置づけを行うこと。 2 区市町村における調査・計画策定・電子システム導入に際しての必要充分なスケジュールの確保。 3 基礎的自治体として、区市町村が責任をもって関与できる仕組みとして機能していくこと。 |
| 世田谷区 | | |
| 文京区 | | 詳細が未定であること。 ・計画策定スケジュールに余裕がないこと。 |
| 練馬区 | | |
| 多摩市 | | 各自治体が実施するサービス水準(質・量)を維持、発展しうる財源の確保 |
| 大田区 | | 保育に欠けるから保育が必要という認定行為をした時、様々な保育形態の認定をすることになると思うが、現在の保育定員からは需用と供給のバランスが取れる状況ではない。利用調整、利用可能な施設の斡旋等が確実に出来るのかどうか不安である。また、システム開発など、短時間での対応が難しいものもあり、出来るだけ早く、国からの具体的な内容と財源の保証などについて示してもらいたい。 また、学童保育など、区の独自の考え方の事業実施などから、新制度による面積基準などを決められ、しかも対象児童の拡大などの対応をすることになった場合は、現在の事業展開が困難になる場合も予想される。国は実施機関との十分な協議をしてもらいたい。 |
| 清瀬市 | | |
| 武蔵野市 | | |
| 三鷹市 | 基礎自治体の主体性・裁量は不可欠であり、尊重しながらも、地域主権改革の名の下の全面的な自治体任せは避けるべきで、国が自らナショナルミニマムの維持・引き上げを積極的に図りつつ、制度的・財政的に自治体を支援していくこと | ①地方と利用者に負担を転嫁させない財源確保と制度設計 ②事業者の多様な参画の保障とサービスの質の確保 ③現行制度からのスムーズな移行 |
| 東久留米市 | | |
| 横浜市 | 財源の確保を前提として新制度が創設され、財政支援の強化が図られるとともに、基礎自治体である市町村が責任を持って乳幼児期の教育と保育、地域の子育て支援を総合的に推進できる。 | 詳細の制度設計については、今後国で検討をすることとされているが、最短で27年4月に施行される予定のため、円滑に移行していくためにも、国の検討と並行して準備を進めていく必要がある。(例えば、既存施設の新制度への移行を含め、保育・教育に関するサービス基盤の確保など) |

| 自治体名 | ⑥「子ども・子育て支援新制度」へ期待していること | ⑦「子ども・子育て支援新制度」に対する課題 |
|------|--|---|
| 藤沢市 | | |
| 川崎市 | | |
| 新潟市 | 実施主体として基礎自治体が位置付けられており、地域の実情に応じた支援策の展開ができる。 | ・恒久的な財源を前提としているながら、その内容、負担割合が明らかでない。国が画一的に実施すべきものは必要な財源を措置すべきことはもちろん、たとえば、この度の補正における安心こども基金への移行では、利用者支援が地域子育て支援拠点事業の一部にとどまるなど、地域の実情に応じた特色ある施策の展開を実施するためには所要の財源の移譲が必要。・利用者数の増加により、放課後児童クラブの整備が追いつかない。今後、施設基準の条例化が図られるが、条例化により待機児童の発生が避けられない状況である。経過措置を認めることや施設整備費の国庫補助の拡充など、放課後児童クラブへの対応をしっかりと欲しい。 |
| 妙高市 | | |
| 長岡市 | | |
| 上越市 | 幼児教育、保育、子育て支援の質・量の充実 | ・制度の運用開始が平成27年度となっているが、ニーズ調査(平成25年度後半)から計画策定までの期間が約1年と短いため、「地方版子ども・子育て会議」の運営方法について、事前に検討を重ねる必要がある。(ワークショップの開催など) |
| 富山市 | 子育て施策がさらに充実し、待機児童の解消をはじめとする保育の量的拡大や確保、質の高い幼児期の学校教育及び保育、地域の子ども・子育て支援が総合的に推進され、子育て支援を必要とする側と子育て支援を実施する側のバランスがとれた制度となることを期待しています。 | 平成27年4月から本格施行を想定したスケジュールについて国から示されていますが、給付水準や利用者負担の基準など、制度の詳細については、本年4月に設置される予定の子ども・子育て会議の中で議論し決定されることとなっているなど、不透明な部分が多くあります。また、市町村は、残り2年余りの間に、需要量の見込みなど、地域における子ども・子育てに関するニーズ調査を実施し、事業計画の策定や、新制度の情報管理システムの構築、幼保連携型認定こども園の認可基準等を定めた条例の制定など、制度の施行に向けた様々な作業を進めていかなければなりませんが、施行までの期間が大変短いため苦慮しております。 |
| 金沢市 | | |
| 福井市 | 施設整備費・運営費の補助拡充 | 担当組織の一元化 |
| 敦賀市 | | 市民のニーズを調査した後、市として新制度に移行する場合の経費と人材の確保が最重要課題となる |
| 甲府市 | | |
| 北杜市 | | |
| 長野市 | | |
| 大垣市 | | |
| 岐阜市 | | |
| 高山市 | 乳幼児の教育支援の充実すること。 | 国の方針による詳細な部分が示されていないため、予算措置等の早期対応が難しい。 |
| 静岡市 | 子ども・子育てを社会全体で支援し、安心して出産・育児・就労の希望がかなう社会の実現。 | ニーズに合う質の確保されたサービスの提供 |
| 浜松市 | 子どもや子育てをしている市民、子育てを取り巻く様々な立場の人にとって、今よりもいっそう良い制度となること。 | 様々な課題はあると思うが、ひとつひとつ対応していくたい。 |
| 湖西市 | | |
| 名古屋市 | 新たに公費が投入されることによる子ども・子育て支援の充実 | 準備期間が短く、情報が少ない中での準備への対応 |
| 春日井市 | | 財源、費用対効果、国の意思決定・情報伝達の遅さ |
| 東浦町 | | |
| 津市 | | 教育・保育制度を併存させたことによる組織対応 |

| 自治体名 | ⑥「子ども・子育て支援新制度」へ期待していること | ⑦「子ども・子育て支援新制度」に対する課題 |
|------|---|---|
| 大津市 | ○待機児童解消 ○子育て家庭への支援の充実 | ○財源の確保 ○サービスの量的拡充、質の向上 ○子育て家庭を巻き社会の子育て支援の気運の醸成 |
| 京都市 | 保育の量的拡大が(潜在的ニーズへの対応も含め)特に待機が多い2歳未満児の待機解消に繋がるような制度設計に期待する。 | ・総額1兆円とされている子ども・子育て分野の追加所要額のうち、消費税増税による0.7兆円を除く残り0.3兆円についても、国において安定的財源確保の道筋を早急に立てること。・今後、国における制度設計の詳細について、これまで各自治体が独自に職員配置基準を改善し、保育の質の向上を図ってきた実態を十分に踏まえたものとなること。 |
| 宇治市 | | |
| 大阪市 | | |
| 高槻市 | | |
| 富田林市 | | |
| 茨木市 | 家庭環境に関わらず、全ての児童に平等で良質な幼児教育及び保育を提供できること。 | 私立保育園については、施設型給付への移行が義務付けられていないので、上記の平等で良質な幼児教育・保育の提供の方策がどのようになるのか。 |
| 箕面市 | 子育て世帯の子育て支援サービスの選択肢の拡大 | |
| 神戸市 | 待機児童の解消につながるのではないかと期待している。また、多様なメニューが用意されることによって、市民の様々なニーズに対応が可能となることも期待している。 | 早ければ平成27年度に本格施行とされており、それに向けた準備のスケジュールがかなり厳しいものとなる。 |
| 尼崎市 | | 制度施行まで時間が限られている中で、多岐に渡る事項の検討・策定に取り組む必要があること |
| 相生市 | 幼稚園教育の質の向上と機会の拡充 | 施設の問題、保育室の確保等 職員の待遇と配置の問題 |
| 奈良市 | 各自治体の実情に応じた、子ども・子育て支援施策の充実・実施とそのための安定した財源確保 | 現状においては、制度について不明な部分が多い。各自治体は、非常に短期間で新制度実施のための準備をしなければならない。 また、制度の詳細が速やかに示されない場合、市民・保護者の間に不安が広がり、混乱を招く恐れがある。 |
| 和歌山市 | | 今後国において基本指針等が検討されることとなっていますが、それと同時に並行で自治体においても計画策定及びシステムの構築を行わなければなりません。 しかし、平成27年4月の本格施行に向け、準備期間が大変短く、的確なニーズ把握が十分にできるのか、また利用者側にも十分な周知を行い理解していただく必要があるなど、新制度としてスムーズに運用開始ができるかが懸念されます。 |
| 鳥取市 | | |
| 倉吉市 | | ・待機児童対策が最優先という印象が強く、子どもにとって良質な環境の確保やそれを支えるために必要な保育単価の引き上げ等財政措置がなされるのか危惧している。 ・市町村が事業計画に従って行う地域子ども・子育て支援事業に要する費用については、国・都道府県は予算の範囲内で交付金を交付することができるしされ、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業等多くの子育て支援事業の基礎自治体の経費負担の増大が懸念される。児童虐待予防対策として効果的な事業が多く含まれており、今後の国の動向に注視したい。 |
| 松江市 | | |
| 岡山市 | 子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを基本理念として、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡大、家庭における養育支援の充実など | |

| 自治体名 | ⑥「子ども・子育て支援新制度」へ期待していること | ⑦「子ども・子育て支援新制度」に対する課題 |
|------|--|--|
| 備前市 | | 市町村子ども・子育て支援事業計画に伴う、事業ごとの国が設定する一律の基準が現在わからず、早く知りたい。 |
| 笠岡市 | 地域の子ども及び子育て家庭にとって、本当に有益なものとなること | 教育委員会部局との調整 |
| 倉敷市 | 行政依存ではなく、地域をあげた、地域ぐるみの子育ち・子育て支援を実現したい。 | パッケージにしろ、独自構築にしろ、電子システムの導入等には、かなりの労力が必要になる。新制度の本論を進めつつ、システム化も…となると、正直、時間的にも、体制的にも非常に苦しいものになるとを考えている。 |
| 総社市 | 子ども・子育て支援新制度では、内閣府が一元的に取り組むこととされているようですが、省庁を超えたスピーディな対応を希望します。また、国の基本方針や事業計画、財源措置も示されないので、市町村としての具体的な取組や施設の整備計画を立てることができません。そういう点も十分に考慮され、速やかな方針決定と情報提供を希望します。さらに、国がすべて決定する部分と地方の裁量部分で決定できる部分をバランスよく取り入れた仕組みづくりを期待します。 | 子育て世代の幅広いニーズを把握するとともに、社会で子育てを担うにはより多くの子育て支援者の支援も不可欠であることから、こうしたニーズの的確な把握が重要であり、そのニーズに即した施策がいかに組み立てられたシステムになるかが課題と考えます。 |
| 広島市 | 本市では、「ワーク・ライフ・バランスのまち」を市政推進の重要な柱として掲げ、待機児童ゼロを目指した取組や、女性の仕事と子育ての両立支援に向けた取組を積極的に進めており、新制度が、本市の実情に即しつつ、円滑に実施されることを期待している。 | 新制度への移行に当たっては、今後、国から示される基本指針等に沿って、事業計画の策定や制度管理システムの構築など、多くの準備業務を限られた期間の中で行う必要がある。 こうしたことから、これらの事務を円滑に執行できる体制を整備する必要があると認識している。 本格施行に向けて、国の動向を注視しながら、必要な体制の整備について検討し、適切に対応していきたい。 |
| 吳市 | | |
| 山口市 | 適正な財政支援 | 財源の確保 |
| 徳島市 | | |
| 高松市 | 親の就労状況等に関わらず、等しく質の高い学校教育、保育が総合的に提供されること | 既存の保育所、幼稚園をいかに円滑に新システムにおける施策体系へ移行させていくか。 |
| 善通寺市 | 幼保一元化を突破口として、教育委員会と福祉部局の連携がより進むことで、子どもにとって真に望ましい環境が構築されること。 | 質的、量的な拡大による保育ニーズ増に応えるための、保育士の確保 |
| 松山市 | 現在ある保育、教育資源により幼保連携型認定こども園への移行が進むことで、待機児童の解消が図れること。 | |
| 高知市 | | |
| 福岡市 | | |
| 北九州市 | 地域の実情やニーズに基づいた計画の策定、子ども・子育て支援事業の実施 | ・恒久財源の確保 ・限られた時間内での計画策定及び新制度対応準備 |
| 柳川市 | | |
| 佐賀市 | | ・待機児童解消のための保育施設等の定員拡大に伴う保育士の人材確保。 ・新制度の詳細設計が明らかにならず、市町村事務量も明確にならないため、組織体制の確保も困難となっている。 |
| 長崎市 | 認定こども園制度の改善、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)により、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保がなされ、保護者の利便性が向上すること。 中核市の放課後児童健全育成事業費(補助基準額)に対する負担割合は、現行では国1／3、中核市2／3(都道府県の負担がない)が、新制度では都道府県は中核市に対しても交付金を交付できることになっており、中核市の負担が減少する。 | 実施までのスケジュールがタイトである。 地方と利用者の負担を増大させないための財源確保。 認定こども園制度の改善、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)により、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保がなされ、保護者の利便性が向上すること。 中核市の放課後児童健全育成事業費(補助基準額)に対する負担割合は、現行では国1／3、中核市2／3(都道府県の負担がない)が、新制度では都道府県は中核市に対しても交付金を交付できることになっており、中核市の負担が減少する。 |

| 自治体名 | ⑥「子ども・子育て支援新制度」へ期待していること | ⑦「子ども・子育て支援新制度」に対する課題 |
|------|--|--|
| 佐世保市 | 財源が十分に確保されることで、現在実施している子ども・子育て支援サービスに加え、自治体独自の取組みも可能となるよう期待する。 | 自治体として合意形成をどのように行うか、子育て支援者や市民それぞれの意見をどのように調整していくのかが課題。全国一律の子どもや子育て支援ではなく、自治体ごとに独自に実施するとの考えだと思われるが、自治体間(県内や近隣)の調整は必要だと思われる。また、新制度の本格実施まで非常にタイトなスケジュールであり、平成25年4月以降、国の「子ども・子育て会議」で制度の詳細が詰められていいくことになるが、自治体が計画策定や住民・関係団体等への周知など、スムーズに新制度へ移行できるよう、国において早急な制度設計及び自治体への情報提供、意識の共有が重要だと考える。 |
| 雲仙市 | 地域のニーズに基づき、子ども・子育て会議を踏まえ策定する「子ども・子育て支援事業計画」により、地域の実情に合わせたよりきめ細やかな子育て支援施策が推進できるものと期待する。 | 新制度可動に向けて、法案も成立し国より制度概要やスケジュール等示されているが、ニーズ調査及び事業計画や条例の策定等、具体的な指針を早急に示していただきたい。 |
| 五島市 | 地域の実状に応じたきめ細やかな子育て支援サービスが提供できること。また、そのための十分な財源の措置も必要。 | 地方自治体の財政負担(財政基盤が弱い自治体においては、財源がなく負担増につながった場合、現行サービスの維持も困難となることが見込まれる⇒地域格差が生じる。) |
| 熊本市 | | ・新制度の実施にあたり、多くの施行準備事務が発生するほか、本格施行後の業務量増加が予想されるところ、それに伴う人員の確保や財政的負担増の軽減が大きな課題となると想定される。 ・本格施行まで短期間の中で多くの施行準備事務を行う必要があるが、地方における業務負担が過度なものにならないよう、十分な準備期間が確保される必要がある。 |
| 御船町 | | |
| 大分市 | 質の高い幼児期の教育、保育の提供と待機児童が解消されることを期待する。 | ・利用者がスムーズに新制度に移行できるように周知、啓発活動に取り組む必要がある ・公定価格等により幼稚園が幼保連携型認定こども園にどれだけ移行するかにより、待機児童の解消策として即効性があるものとなるかどうかが課題である。 |
| 臼杵市 | | |
| 宮崎市 | | |
| 鹿児島市 | 市民ニーズに合致したサービスが提供できること。 | 財源の確保 |
| 那覇市 | 待機児童問題の解消 | 財政面 |

※各自治体からの記述原文のまま掲載しています。

第2章 各設問の調査結果

(1) 現在の子育て支援サービスについて

1) 現在行っている子育て支援事業

以下の事業について、実施の有無、委託・補助の有無、今後の拡充希望について確認した。

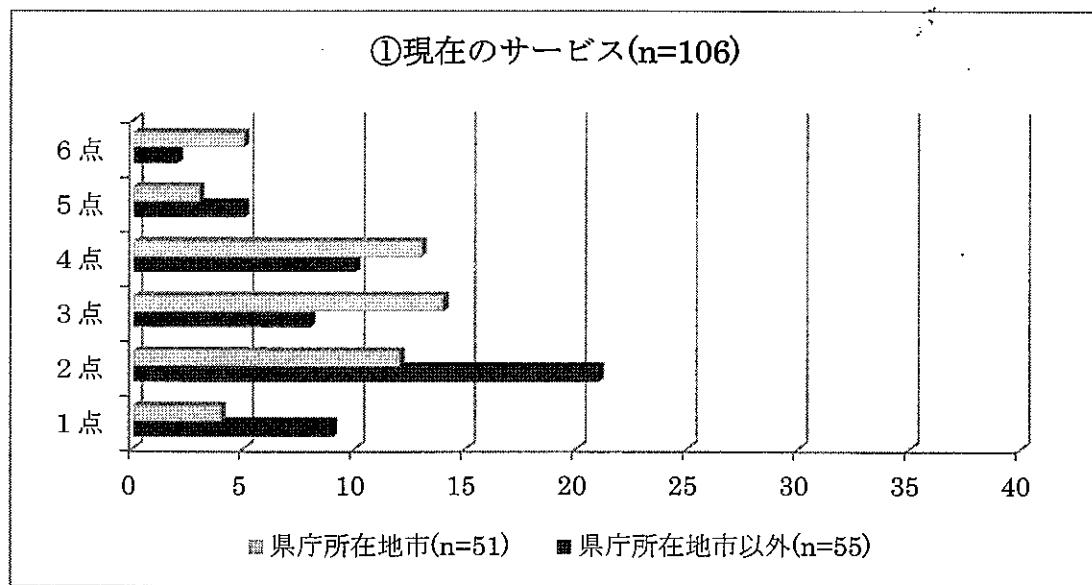
- a. 通常保育事業
- b. 延長保育促進事業
- c. 夜間保育推進事業
- d. 休日保育事業
- e. 家庭的保育事業
- f. 一時預かり事業
- g. 特定保育事業
- h. 放課後児童健全育成事業
- i. 病児・病後児保育事業
- j. 子育て短期支援事業、短期入所生活援助(ショートステイ)事業
- k. 子育て短期支援事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業
- l. ファミリー・サポート・センター事業
- m. ファミリー・サポート・センター事業(病児・病後児)
- n. 地域子育て支援拠点事業
- o. 民間児童館活動事業
- p. 乳児家庭全戸訪問事業
- q. 養育支援訪問事業
- r. 上記 a. ~q. 以外の自治体独自の事業

2) h. 放課後児童健全育成事業の実施状況

- a. 拡充のために必要な条件
- b. 学校活用と連携

■評価指標

| | |
|----|--|
| 6点 | 現在行っている事業のうち、委託や補助をしている事業が12事業以上ある。加えて放課後児童健全育成事業の拡充意向で「指導員の資格、身分保障」「指導員の研修」「地域人材、ボランティア等の拡充」のすべてに○があり、人材育成に積極的である。 |
| 5点 | 現在行っている事業のうち、委託や補助をしている事業が12事業以上ある。加えて放課後児童健全育成事業の拡充意向で「指導員の資格、身分保障」「指導員の研修」「地域人材、ボランティア等の拡充」の1項目以上に○があり、人材育成に比較的積極的である。 |
| 4点 | 現在行っている事業のうち、委託や補助をしている事業が9事業以上ある。加えて放課後児童健全育成事業の拡充意向で「指導員の資格、身分保障」「指導員の研修」「地域人材、ボランティア等の拡充」の1項目以上に○があり、人材育成に比較的積極的である。 |
| 3点 | 現在行っている事業のうち、委託や補助をしている事業が9事業以上で、「指導員の資格、身分保障」「指導員の研修」「地域人材、ボランティア等の拡充」に○がない。 |
| 2点 | 現在行っている事業のうち、委託や補助をしている事業が5事業以上9事業未満。 |
| 1点 | 現在行っている事業のうち、委託や補助をしている事業が5事業未満。 |



■6点の自治体

新宿区、三鷹市、横浜市、上越市、福井市、京都市、山口市

5点の自治体

仙台市、川崎市、藤沢市、大阪市、奈良市、倉敷市、善通寺市、柳川市

■傾向分析

本調査項目では、これまでどおり地域子育て支援事業全18項目のうち12項目以上を委託や補助で行っていると答えた自治体については、NPO/市民活動団体との連携への可能性が高いと考えポイントが加点されている。また、放課後児童健全育成事業に関しては、人材に注目し、「指導員の資格、身分保障」「指導員の研修」「地域人材、ボランティア等の拡充」についての配慮が、地域やNPO/市民活動団体の連携促進に寄与すると考え加点ポイントとした。

地域子育て支援事業の委託や補助は、そう大きく前進はしていないようだ。さらに、昨年の調査に比べて拡充したい事業は通常保育事業に留まる等、地域子育て支援事業全体の拡充については芳しい結果とは言えなかった。これは、特に都市部で顕著な待機児童対策含め、まずは保育事業の対応から進めている現状を表しているのではないかと推測される。

また、県庁所在地市と県庁所在地市以外の自治体で拡充意向が別れた事業が、「一時預かり事業」「病児・病後児保育事業」であった。両事業ともに、県庁所在地市では、拡充希望が前年度に比べて減になっているが、県庁所在地市以外の市では拡充したい事業としてポイントが上がっている。背景には、待機児童が社会的課題としてクローズアップされている現状や保育士不足で、一時預かり事業や病児・病後児保育事業に保育士を振り向けられない事情があるのかもしれない。

放課後児童健全育成事業の拡充に関しては、「適切な人員配置のための財源」「実施場所の確保」「配慮が必要な児童支援の拡充」の順で8割以上の自治体から要望があがった。小学校入学が就労継続の第2の壁といわれるよう、通常保育事業に比べて、自治体が活用できる財源、場所の確保、配慮が必要な児童支援に手が回っていない状況が推測される。また、保育所のような全国一律の最低基準の必要性に関しては4割の自治体が必要とするにとどまり、これまで地方裁量に委ねられてきた現状を反映しているようだ。

放課後の居場所としての学校活用は約7割が実施していると答えている。しかし、放課後児童健全育成事業との連携は、約6割以下となっている。

■提案

地域子育て支援事業の委託・補助については、あまり変化がみられなかった。子ども・子育て支援新制度に関する法律が昨年8月に成立した結果、まずは保育所整備、さらに都市部を中心で待機児童問題への対策が強化され、それ以外の地域子育て支援事業の拡充が後手に回っている可能性があるのではないかと推測される。子ども・子育て支援新制度は、「質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供」「子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育ての一層の

充実」「待機児童の解消と財政支援、子どもが減少傾向にある地域の保育の支援」等、総合的にすべての子ども・子育て家庭を対象とした支援を推進するとなっている。保育事業を中心に質の確保を充分に行いながらも、NPO法人や民間事業者を活用した方がより効果的である事業については積極的に委託や補助による実施を検討していただきたい。

子ども・子育て支援新制度では、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、乳幼児家庭全戸訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業は市町村事業として実施される。総合的にすべての子ども・子育て家庭を対象とした支援を推進するためには、すべての事業で人材育成が課題となっている。本年度から各自治体で設置が始まる地方版子ども・子育て会議や事業に対するニーズ調査などを通じて、子育て家庭の潜在的な需要を掘り起こし、虐待や孤立した子育て家庭の不安の払拭のために取り組んでいる多くの自治体がより積極的に取り組めるよう側面支援が必要である。

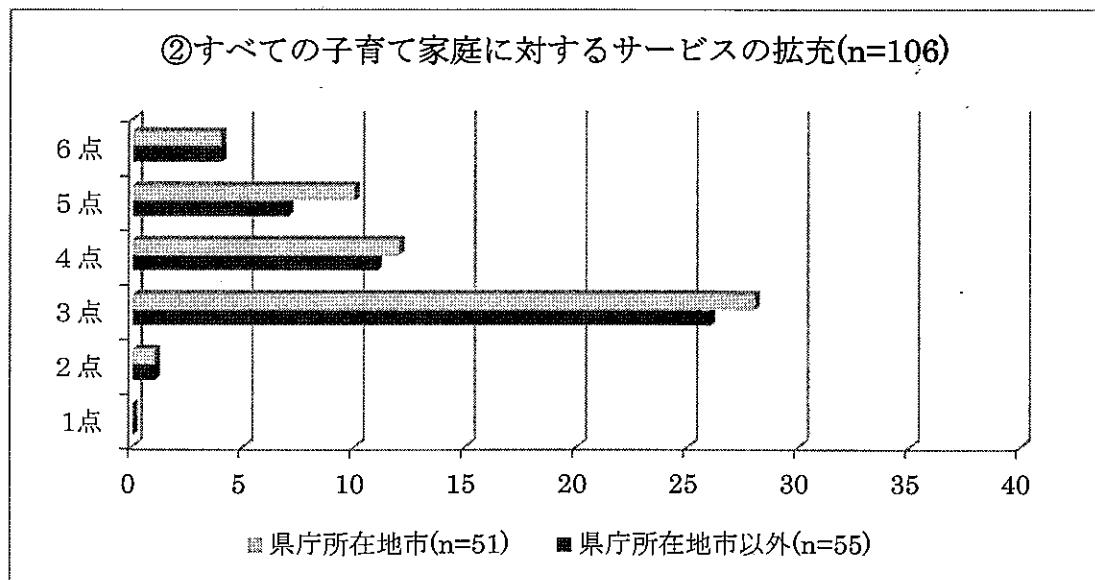
(2) すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの拡充について

子ども・子育て支援新制度では、市町村の事業として実施するすべての子育て家庭を対象とした「地域子ども・子育て支援事業」が設置される。具体的には、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、乳幼児家庭全戸訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業、放課後児童健全育成事業等となっている。今後、このようなすべての子育て家庭への支援を拡充するために必要なことについて確認した。

- a. すべての子育て家庭に適切に情報が届くシステムの構築
- b. 当事者に寄り添った情報提供等の利用者支援
- c. すべての子育て家庭がある程度のサービスが得られる量的拡充
- d. 子育て家庭の困り事に寄り添って継続的・包括的に関わる人材や体制
- e. 地域子ども・子育て支援事業間の連携した取り組み
- f. その他

■評価指標

| | |
|----|--|
| 6点 | 5項目についてすべて「重要」以上の認識をもち、「b. 当事者に寄り添った情報提供等の利用者支援」、「d. 子育て家庭の困り事に寄り添って継続的・包括的に関わる人材や体制」、「e. 地域子ども・子育て支援事業間の連携した取り組み」の3項目すべてについて「特に重要」と考えている。 |
| 5点 | 5項目についてすべて「重要」以上の認識をもち、「b. 当事者に寄り添った情報提供等の利用者支援」、「d. 子育て家庭の困り事に寄り添って継続的・包括的に関わる人材や体制」、「e. 地域子ども・子育て支援事業間の連携した取り組み」の3項目中、2項目について「特に重要」と考えている。 |
| 4点 | 5項目についてすべて「重要」以上の認識をもち、「b. 当事者に寄り添った情報提供等の利用者支援」、「d. 子育て家庭の困り事に寄り添って継続的・包括的に関わる人材や体制」、「e. 地域子ども・子育て支援事業間の連携した取り組み」の3項目中、1項目について「特に重要」と考えている。 |
| 3点 | 「b. 当事者に寄り添った情報提供等の利用者支援」、「d. 子育て家庭の困り事に寄り添って継続的・包括的に関わる人材や体制」、「e. 地域子ども・子育て支援事業間の連携した取り組み」の3項目すべてについて、「重要」との認識がある。 |
| 2点 | 「b. 当事者に寄り添った情報提供等の利用者支援」、「d. 子育て家庭の困り事に寄り添って継続的・包括的に関わる人材や体制」、「e. 地域子ども・子育て支援事業間の連携した取り組み」の3項目中に「あまり重要でない」が含まれている。 |
| 1点 | 「b. 当事者に寄り添った情報提供等の利用者支援」、「d. 子育て家庭の困り事に寄り添って継続的・包括的に関わる人材や体制」、「e. 地域子ども・子育て支援事業間の連携した取り組み」の3項目すべてが「あまり重要でない」と考えている。 |



- 6点の自治体 松戸市、新宿区、藤沢市、京都市、富田林市、奈良市、善通寺市、大分市
 5点の自治体 札幌市、むつ市、遠野市、前橋市、さいたま市、千葉市、浦安市、浜松市、
 湖西町、津市、相生市、岡山市、笠岡市、倉敷市、総社市、山口市、雲仙市

■傾向分析

すべての子育て家庭を対象とした「地域子ども・子育て支援事業」については、ほぼ全ての項目について重要であると答えていた自治体が多い。ただし、全体的傾向としては、県庁所在地市の方が、県庁所在地市以外の自治体よりも消極的な傾向が読み取れる。これは、対象者である子育て家庭が多い県庁所在地市は、すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスまで対応できないという事情があるのかもしれない。特に、「b. 当事者に寄り添った情報提供等の利用者支援」については、県庁所在地市の意欲がかなり低いことが読み取れる。「利用者支援」は、子ども・子育て支援新制度の「地域子ども・子育て支援事業」に新たに加わった事業であり、各自治体の取り組みに期待が持たれている。「利用者支援」は、保育事業にとどまるものではないが、横浜市が保育所設置とともに取り組み始めた「保育コンシェルジュ」制度が、保育所を探している保護者に対して当事者に寄り添った情報提供等を行い、待機児童対策に結果として結びついたということが話題になっている。

今回、一番着目したのは、「d. 子育て家庭の困り事に寄り添って継続的・包括的に関わる人材や体制」に関する自治体の考え方であった。「特に重要」が35自治体、「あまり重要でない」が1自治体となっている。「特に重要」と指摘する自治体が一番多い項目であった。つまり、自治体の規模にかかわりなく、すべての子育て家庭を対象とした「地域子ども・子育て支援事業」において、自治体が取り組みたい、取り組まなくてはならないと考えている支援として期待されている機能であることがわかった。

■提案

結果からは、すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスに関しては、県庁所在地市の方が、県庁所在地市以外の自治体よりも消極的な傾向が読み取れた。こう考えると、待機児童問題等が落ち着いていて、すべての子育て家庭に対する取り組みの意欲が高い県庁所在地市以外の自治体が先行してモデルを示していく分野であると捉えることもできる。地域性を活かした創意工夫にあふれた子育て支援サービスが、全国各地の自治体から生まれてくることに期待したい。

子どもたちや子育て家庭のよりよい成長を考えるとき、全ての子育て家庭を対象とした地域子育て支援事業の充実が欠かせない。特に事業の担い手の充実については、前回の調査で行ったが、前回の調査結果からは、有資格者のさらなる充実と共に、幅広い世代に適切な研修を行い、子育て家庭に寄り添う支援者の育成についても重要なとの認識が読み取れた。特に今回注目した項

目、「d. 子育て家庭の困り事に寄り添って継続的・包括的に関わる人材や体制」については、自治体の規模にかかわりなく「特に重要」と答える自治体が多かった。本年度から始まるニーズ調査においても、子育て家庭の困り事に寄り添って継続的・包括的に関わる人材や体制のニーズが把握できるような調査やヒアリングが行われることを願いたい。また、子育て家庭の困り事に寄り添う支援は、継続性が高いため行政担当者だけでは実現が難しく、ソーシャルワークの手法や地域人材の活用が欠かせない分野であると考えられる。従って、市民活動団体や地域団体と行政がお互いの強みを活かした連携・協働をすすめ、地域課題を解決できる市民の育成を推進していくことを本年度も提案したい。地域に、どれだけ子育て家庭に寄り添える支援力を身につけた市民を養成できるかが問われている。

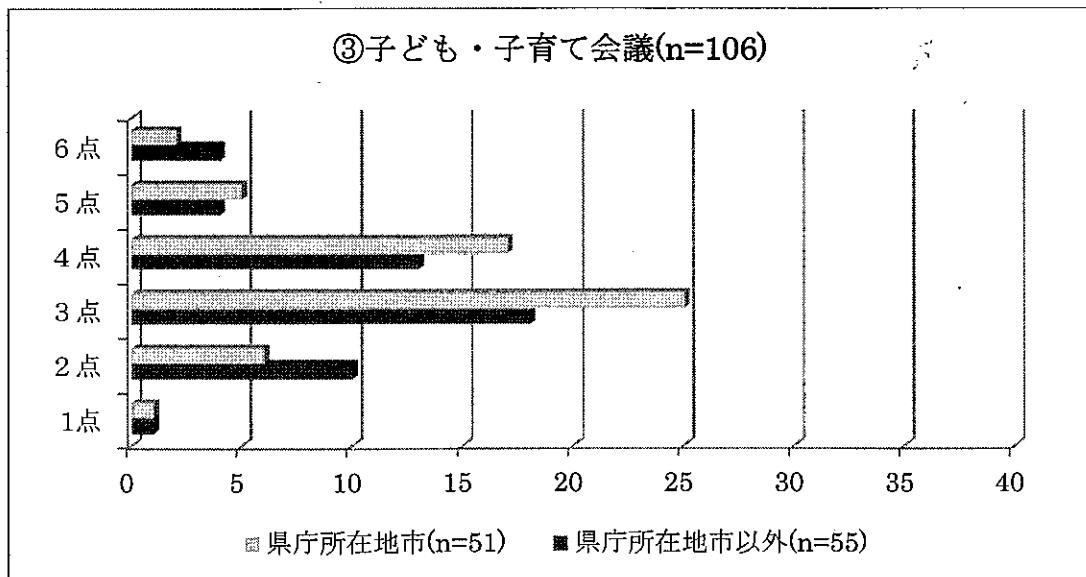
(3) 地方版子ども・子育て会議について

子ども・子育て支援の給付・事業を、子ども・子育て当事者のニーズに即したものとするため、また効果的に制度運用するために、事業者、労使代表者を含む負担者、子育て当事者、NPO 等の子育て支援当事者等が子育て支援の政策プロセスに等に参加・関与できる仕組みとして「地方版子ども・子育て会議」が合議制機関として設置努力義務となった。そこで自治体の子育て支援の計画・評価・見直しに必要な体制について確認した。

- a. 当事者（子ども、子育て家庭）のニーズを踏まえた、市町村独自の指針や計画づくり
- b. 当事者（子ども、子育て家庭）の参画による計画・評価・見直し
- c. 多様な担い手・当事者等の参画による計画・評価・見直し
- d. 多様な子どもの利益を適切に反映できる計画・評価・見直し
- e. 計画・評価・見直しは、行政と NPO/事業者等の協働で実現

■評価指標

| | |
|--------|--|
| 6 点 | a. ~e. の 5 項目について、すべて「特に重要」と考えている。 |
| 5 点 | a. ~e. の 5 項目について、すべて「重要」以上の認識を持ち、「当事者のニーズを踏まえた計画づくり」「当事者の参画」を「特に重要」とし、「多様な担い手・子ども・事業者等の参画」「多様な子どもの利益を適切に反映」「行政と NPO/ 事業者等の協働で実現」のどれか二つに「特に重要」がある。 |
| 4 点 | a. ~e. の 5 項目について、すべて「重要」以上の認識を持ち、加えて「特に重要」が 1 項目以上入っている、または、3) 地方版子ども・子育て会議設置を「特に重要」としている。 |
| 3 点 | a. ~e. の 5 項目について、すべて「重要」との認識を持っている。 |
| 2 点 | 項目の中に「あまり重要でない」という項目が含まれている。 |
| 1 点 | 地方版子ども・子育て会議については検討中である、または自治体として方針が決まっていないなど。または未記入の場合。 |



- 6点の自治体 旭川市、新宿区、京都市、奈良市、山口市、佐世保市
 5点の自治体 札幌市、遠野市、千葉市、浦安市、藤沢市、静岡市、倉敷市、備前市
 広島市

■傾向分析

地方版子ども・子育て会議は、多様な関係者（ステークホルダー）の参画による計画づくり、評価、見直しを推進するため各市町村に設置が求められている。

調査の結果からは、昨年度と同様の項目に関しては大幅に重要と捉える自治体が増えた。たとえば、「b. 当事者（子ども、子育て家庭）の参画による計画・評価・見直し」については、昨年度は、「特に重要」「重要」合わせて 77 の自治体が選択したが、本年度は 103 自治体が選択した。また、「c. 多様な担い手・当事者等の参画による計画・評価・見直し」については、同様に 75 の自治体が選択したが、本年度は 103 自治体の選択となりほぼすべての自治体が重要性を認識するまでになった。

しかし一方で、「d. 多様な子どもの利益を適切に反映できる計画・評価・見直し」については、昨年度「特に重要」としていた自治体が 27 自治体であったのに対して、本年度は 18 自治体のみとなっている。「重要」と答えた自治体と合わせれば、77 自治体から 104 自治体に増えているのだが、「特に重要」が減ったことについては、さらに分析が必要である。同様に「e. 計画・評価・見直しは、行政と NPO/事業者等の協働で実現」も同様の傾向がみられた。地方版子ども・子育て会議の設置は、本年度から設置が可能となりより現実的な選択となったという可能性はあるのではないだろうか。

また、2) 実際に、子ども・子育て会議を実施する際には、どのような体制づくりを考えていますか?の設問に対しては、「新たな会議体として設置予定」が 35 自治体、「既存の会議体を活用予定」が 40 自治体、「設置の方向で検討中」が 26 自治体、「未定または情報収集中」が 5 自治体となった。7割以上の自治体がすでに実施の方向で検討しているというのは、根拠法が成立し本年度4月より設置が可能となった背景の影響が大きいと考えられる。また、地方版子ども・子育て会議設置については、26 自治体が「特に重要」と考えていた。

各自治体からの主な意見は以下のとおりであった。

- ・構成メンバーについては、国が基準を示して欲しい
- ・座長の選任が課題
- ・多様な関係者の調整について不安がある
- ・既存の審議会・地域協議会との整合性を図る必要がある
- ・当事者の意見の反映の仕方
- ・委員に対して新制度の理解をどう進めていくか

- ・国からの説明（制度設計や指針）を早めにしてほしい
- ・どこまで自由なディスカッションを行えるのか不安
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく地域協議会との連続性・整合性をはかっている
- ・住民ニーズの把握と計画への反映が課題
- ・PDCAサイクルの進め方のイメージがわからない

■提案

子ども・子育て支援新制度においては、市町村の裁量がこれまで以上に大きくなる。子どもや子育てに関係するサービスや事業は、子育て家庭に身近なものであり、個々の価値観に大きく影響する。だからこそ、行政から一方的に与えられるのではなく、当事者の意見を反映した制度設計が求められる。

今回の調査で、特に「当事者のニーズを踏まえた、市町村独自の指針や計画づくり」に期待が寄せられた。各自治体において、真に地域性に配慮し、特徴ある政策を展開するためにも、当事者のきめ細やかなニーズ調査、地域の状況、子どもたちの成長を踏まえた計画づくりのため、子ども・子育て会議を構成する多様なメンバーの選定など、市町村の裁量・責任に見合う組織作りをお願いしたい。

（各自治体に対して）

- 地方版子ども・子育て会議の設置について、すでにある審議会、協議会等との整合性をはかる。
- 当事者（子ども・子育て家庭）、多様な担い手・事業者・多様な子どもの利益を適切に反映できる等のメンバーについて、公募委員も含め体制を至急整える。
- NPO市民団体、事業者団体等と連携・協働できる体制づくりを進める。
- 事業計画等の進捗状況等の調査審議、点検・評価、効果測定、見直し等のPDCAサイクルを、実質的に動かすための実行力のある会議体にする。

（各自治体を支援する国の役割として）

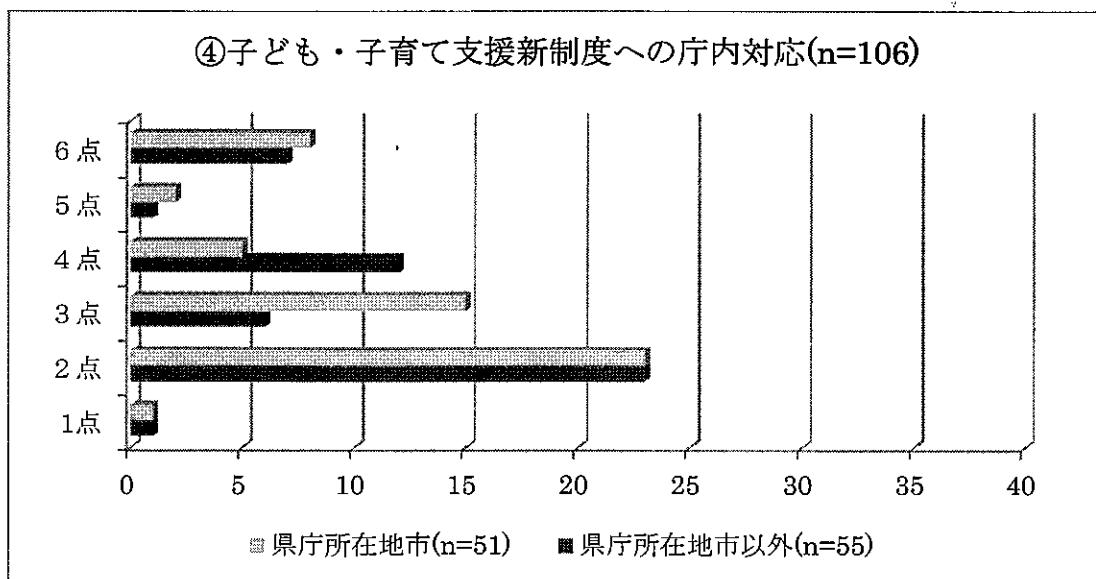
- 評価手法及びPDCAサイクルの具体的な手法の開発・普及を行う。
- 各自治体の進捗について、データベース化する。

（4）「子ども・子育て支援新制度」への庁内対応について

- a. 「子ども・子育て支援新制度」に関する情報を収集し、対応を準備・協議している
(情報収集・準備・協議)
- b. 「子ども・子育て支援新制度」に関する担当課・対応窓口を設けている
(担当課・対応窓口の設置)
- c. 「子ども・子育て支援新制度」に関する担当課・対応窓口を設け、関係部局との協議を始めている
(関係部局との協議)
- d. 「子ども・子育て支援新制度」に関する市民の方（利用者や市民活動団体）の対応窓口を決めている
(市民対応窓口)
- e. 「子ども・子育て支援新制度」に関する担当課・対応窓口を設け、関係する施策の方針や業務の変更・修正の準備を進めている
(業務の変更・修正準備)

■評価指標

| | |
|----|---|
| 6点 | 「子ども・子育て支援新制度」に対する庁内対応として、「情報収集・準備・協議」「担当課・対応窓口の設置」「関係部局との協議」「市民対応窓口の設置」「関係する施策の方針や業務の変更・修正の準備」などを全て実施している。 |
| 5点 | 「子ども・子育て支援新制度」に対する庁内対応として、「情報収集・準備・協議」「担当課・対応窓口の設置」「関係部局との協議」を実施しており、「市民対応窓口の設置」「関係する施策の方針や業務の変更・修正の準備」のどちらかを実施している。 |
| 4点 | 「子ども・子育て支援新制度」に対する庁内対応として、「情報収集・準備・協議」「担当課・対応窓口の設置」を実施しており、「関係部局との協議」「市民対応窓口の設置」「関係する施策の方針や業務の変更・修正の準備」のうちどれか一つを実施している。 |
| 3点 | 「子ども・子育て支援新制度」に対する庁内対応として、「情報収集・準備・協議」を実施しており、「担当課・対応窓口の設置」「関係部局との協議」「市民対応窓口の設置」「関係する施策の方針や業務の変更・修正の準備」のうちどれか一つを実施している。 |
| 2点 | 「子ども・子育て支援新制度」に対する庁内対応として、「情報収集・準備・協議」「担当課・対応窓口の設置」「関係部局との協議」「市民対応窓口の設置」「関係する施策の方針や業務の変更・修正の準備」のうちどれか一つを実施している |
| 1点 | 「子ども・子育て支援新制度」に対する庁内対応として、まだ実施していない。 |



■6点の自治体 遠野市、千葉市、松戸市、流山市、浦安市、新宿区、三鷹市、横浜市、

藤沢市、新潟市、北杜市、浜松市、京都市、岡山市、鹿児島市

5点の自治体 市川市、金沢市、五島市

■傾向分析

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立したことを背景に、どの設問も大きく準備が進んだことがわかった。実際、子ども・子育て支援新制度の施行にむけて、調査項目をすべて実施している6点の自治体が、第1回調査ではゼロ、第2回調査で4自治体、今回の第3回調査で15自治体と大きく増えている。

一方で、「関係部署との協議」「市民の対応窓口の設置」「関連施策・業務変更の準備」に関しては2割から3割の自治体にとどまり、すでに準備がほぼ整った自治体と、今後整備していく自治体とにはっきり分かれたのが特徴的であった。

様子見の自治体からは、国の子ども・子育て会議の状況を見定め、新制度の基本方針等を踏まえて対応・準備を進めたいという意見が出されている。

■提案

平成25年度より、地方版子ども・子育て会議の設置、及び当事者のニーズ調査等が実施されるにあたり、「関係部署との協議」「市民の対応窓口の設置」「関連施策・業務変更の準備」は、至急進めていかなくてはならない対応であろう。

財源の裏付けとなる「税と社会保障の一体改革」の動向、国の子ども・子育て会議の状況等を見ながら、各自治体が具体的な準備が始められるよう、より一層の自治体サポートが必要であると思われる。また、合わせて当事者、地域子育て支援事業に従事する団体等にも動きを伝え、わがまちの新たな子どもと子育て家庭に関する政策、制度への関心を高めておくことが必要だと思われる。新しい制度に対しての備えをどれだけ十分に行なったかどうか、議論したかどうかが、事業計画作りに大きな影響を与え、わがまちの未来設計の土台となるはずである。

(5) 「子ども・子育て支援新制度」への対応の進め方について

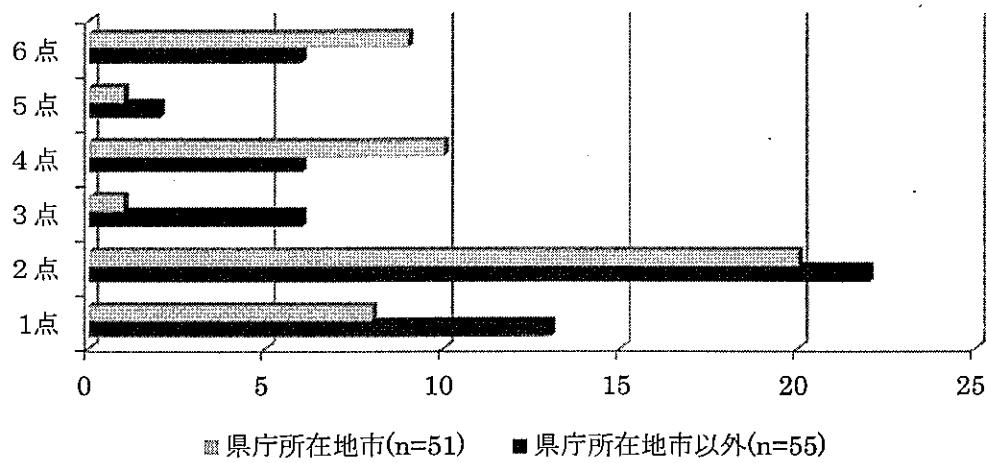
- a. 「子ども・子育て支援新制度」導入に際して、子育て支援活動団体を中心とした、関係する多様なステークホルダーの参画を求める予定がある
- b. 「子ども・子育て支援新制度」導入に際して、専門家に意見を聞く予定がある。
- c. 「子ども・子育て支援新制度」導入に際しては、府内を中心に進めていく。

■評価指標

| | |
|----|--|
| 6点 | 「子ども・子育て支援新制度」導入に際しては、府内を中心に進めながら、多様なステークホルダーの参画を求める、専門家に意見を聞く具体的な予定がある。 |
| 5点 | 「子ども・子育て支援新制度」導入に際しては、府内を中心に進めながら、多様なステークホルダーの参画を求める、専門家に意見を聞く予定がある。 |
| 4点 | 「子ども・子育て支援新制度」導入に際しては、「多様なステークホルダーの参画を求める予定がある」他、「専門家に意見を聞く予定がある」または「府内を中心に進めていく」のうちどちらかを予定している。 |
| 3点 | 「子ども・子育て支援新制度」導入に際しては、「専門家に意見を聞く予定がある」他、「多様なステークホルダーの参画を求める予定がある」または「府内を中心に進めていく」のうちどちらかを予定している。 |
| 2点 | 「子ども・子育て支援新制度」導入に際しては、「府内を中心に進めていく」、「多様なステークホルダーの参画を求める予定がある」、「専門家に意見を聞く予定がある」のうち、どれか一つを実施する予定である。 |
| 1点 | 「子ども・子育て新システム」導入に際しては、まだ対応の進め方が決まっていない。 |

*回答に際して項目に○をつけているが、記述の中で「未定」となっている自治体に対しては、他自治体との整合性に配慮し加点していない。

⑤子ども・子育て支援新制度への対応の進め方(n=106)



■6点の自治体 遠野市、松戸市、流山市、浦安市、練馬区、三鷹市、多摩市、藤沢市

新潟市、長岡市、妙高市、名古屋市、和歌山市、熊本市、鹿児島市

5点の自治体 武蔵野市、金沢市、京都市

■傾向分析

新しい制度に対する対応の進め方が加速度的に進んでいる状況がよくわかった。第1回調査では6点の自治体はゼロだったが、第2回調査では4自治体、本年度は15自治体と大きく増えた。4点以上の自治体も第2回調査では8自治体のみであったが、本年度は34自治体と飛躍的に伸びた。また実施予定の中身の記述も昨年に比べて増えている。

「a. 多様な関係者（ステークホルダー）の参画」については、38自治体が予定ありとし、そのうち多くの自治体が「子ども・子育て会議」や既にある協議会やネットワーク団体等の合議体を通じて参画してもらうと答えている。

「b. 専門家に意見を聞く予定」に関しては、44自治体が予定ありとし、事業者、学識経験者、医師等があげられている。

「c. 庁内中心に進めていく」と答えた自治体は63自治体であった。

■提案

今後の対応については「府内を中心進めていく」という回答をした自治体は63ということでも多かった。また、多様な関係者（ステークホルダー）の参画に向けて準備をしている自治体や、専門家の意見を具体的に聞く予定の自治体が昨年に比べて飛躍的に増えている。

まずは、地方版子ども・子育て会議や既存の協議会・審議会、ネットワーク会議を土台とした多様な関係者（ステークホルダー）の参画を実現させ、新制度の理解と準備を進めてもらいたい。

推進役は、行政の担当部署であっても、多様な子ども・家庭支援を考えるとき、行政だけで課題をすべて解決することは不可能であると思われる。行政の責任において進めること、市民の力を活用すること、NPO/市民活動団体と連携・協働して進めることを意識して、是非「子ども・子育て支援新制度」の対応を進めていただきたい。

第3章 全国の自治体評価比較

(1) 評価基準

①現在のサービス

| 得点 | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-------------|----------------|---|---|---|---|---|---|
| 委託・補助 | 12事業以上 | | | ○ | | ○ | ○ |
| | 9事業以上 12事業未満 | | | ○ | ○ | | |
| | 5事業以上 9事業未満 | | ○ | | | | |
| | 5事業未満 | ○ | | | | | |
| 放課後児童健全育成事業 | 指導員の資格、身分保障 | | | | * | * | ○ |
| | 指導員の研修 | | | | * | * | ○ |
| | 地域人材、ボランティアの活用 | | | | * | * | ○ |

*はどれか一つ以上○がある

②すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの拡充について

| 得点 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-------------------|---|---|---|---|---|---|
| 適切な情報が届くシステムの構築 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 当事者に寄り添った情報提供 | | △ | ○ | + | * | ○ |
| 子育て支援サービスの量的拡充 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 継続的・包括的に関わる人材や体制 | | △ | ○ | + | * | ○ |
| 地域子ども・子育て支援事業間の連携 | | △ | ○ | + | * | ○ |

○重要 ◎特に重要 *はどれか二つ「特に重要」がある +はどれか一つ「特に重要」がある

△はどれか一つに「あまり重要ではない」がある

③地方版子ども・子育て会議について

| 得点 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|--------------------|---|---|---|---|---|---|
| 当事者のニーズを踏まえた計画づくり | | △ | ○ | + | ○ | ○ |
| 当事者の参画 | | △ | ○ | + | ○ | ○ |
| 多様な担い手・子ども・事業者等の参画 | | △ | ○ | + | * | ○ |
| 多様な子どもの利益を適切に反映 | | △ | ○ | + | * | ○ |
| 行政とNPO/事業者等の協働で実現 | | △ | ○ | + | * | ○ |

○重要 ◎特に重要 *はどれか二つ「特に重要」がある +はどれか一つ「特に重要」がある

△はどれか一つに「あまり重要ではない」がある

④「子ども・子育て支援新制度」への庁内対応

| 得点 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|
| 情報収集・準備・協議 | | * | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 担当課・対応窓口の設置 | | * | * | ○ | ○ | ○ |
| 関係部局との協議 | | * | * | * | ○ | ○ |
| 市民対応窓口 | | * | * | * | * | ○ |
| 業務の変更・修正準備 | | * | * | * | * | ○ |

*はどれか一つ以上実施

⑤「子ども・子育て支援新制度」への対応の進め方

| 得点 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|------------|---|---|---|---|---|---|
| 参画を求める | | * | * | ○ | ○ | ○ |
| 有識者の意見を求める | | * | ○ | * | ○ | ○ |
| 庁内を中心 | | * | * | * | ○ | ○ |

*はどれか一つ実施 / 6点は記述が十分である場合

(2) 調査得点一覧

第3回子育て分野におけるNPO/市民活動団体との連携に関する調査

| 都道府県 | 市町村区 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 合計 |
|------|-------|---|---|---|---|---|----|
| 北海道 | 札幌市 | 3 | 5 | 5 | 4 | 4 | 21 |
| | 旭川市 | 2 | 4 | 6 | 2 | 1 | 15 |
| | 白老町 | 1 | 3 | 2 | 2 | 2 | 10 |
| 青森県 | 青森市 | 1 | 3 | 3 | 1 | 1 | 9 |
| | むつ市 | 2 | 5 | 4 | 2 | 2 | 15 |
| 岩手県 | 盛岡市 | 3 | 3 | 4 | 2 | 2 | 14 |
| | 遠野市 | 4 | 5 | 5 | 6 | 6 | 26 |
| 宮城県 | 仙台市 | 5 | 4 | 3 | 3 | 2 | 17 |
| 秋田県 | 秋田市 | 1 | 3 | 4 | 2 | 4 | 14 |
| | 能代市 | 1 | 0 | 1 | 2 | 2 | 6 |
| 山形県 | 山形市 | 3 | 3 | 4 | 2 | 3 | 15 |
| 福島県 | 福島市 | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 | 11 |
| | 郡山市 | 2 | 3 | 3 | 2 | 1 | 11 |
| | 白河市 | 1 | 3 | 3 | 2 | 4 | 13 |
| 茨城県 | 水戸市 | 3 | 3 | 4 | 2 | 2 | 14 |
| | つくば市 | 4 | 2 | 2 | 3 | 2 | 13 |
| 栃木県 | 宇都宮市 | 2 | 3 | 3 | 4 | 2 | 14 |
| 群馬県 | 前橋市 | 3 | 5 | 2 | 2 | 2 | 14 |
| 埼玉県 | さいたま市 | 4 | 5 | 3 | 4 | 1 | 17 |
| | 所沢市 | 2 | 3 | 4 | 2 | 1 | 12 |
| | 蕨市 | 2 | 3 | 3 | 2 | 1 | 11 |
| | 和光市 | 2 | 4 | 2 | 4 | 2 | 14 |
| 千葉県 | 千葉市 | 4 | 5 | 5 | 6 | 4 | 24 |
| | 市川市 | 4 | 3 | 3 | 5 | 4 | 19 |
| | 松戸市 | 4 | 6 | 4 | 6 | 6 | 26 |
| | 流山市 | 3 | 3 | 4 | 6 | 6 | 22 |
| | 浦安市 | 2 | 5 | 5 | 6 | 6 | 24 |
| | 白井市 | 3 | 3 | 2 | 2 | 1 | 11 |
| 東京都 | 新宿区 | 6 | 6 | 6 | 6 | 3 | 27 |
| | 文京区 | 4 | 3 | 2 | 2 | 2 | 13 |
| | 大田区 | 4 | 4 | 2 | 4 | 2 | 16 |
| | 世田谷区 | 3 | 3 | 2 | 4 | 3 | 15 |
| | 練馬区 | 3 | 3 | 3 | 2 | 6 | 17 |
| | 武蔵野市 | 3 | 3 | 3 | 3 | 5 | 17 |
| | 三鷹市 | 6 | 3 | 3 | 6 | 6 | 24 |
| | 清瀬市 | 3 | 4 | 4 | 4 | 2 | 17 |
| | 多摩市 | 4 | 3 | 3 | 3 | 6 | 19 |
| | 東久留米市 | 2 | 3 | 3 | 3 | 1 | 12 |
| 神奈川県 | 横浜市 | 6 | 3 | 4 | 6 | 1 | 20 |
| | 川崎市 | 5 | 3 | 3 | 3 | 4 | 18 |
| | 藤沢市 | 5 | 6 | 5 | 6 | 6 | 28 |
| 新潟市 | 新潟市 | 3 | 4 | 4 | 6 | 6 | 23 |
| | 長岡市 | 2 | 3 | 3 | 2 | 6 | 16 |
| | 妙高市 | 2 | 3 | 3 | 3 | 6 | 17 |
| | 上越市 | 6 | 3 | 4 | 4 | 3 | 20 |
| 富山県 | 富山市 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 | 12 |
| 石川県 | 金沢市 | 2 | 4 | 4 | 5 | 5 | 20 |
| 福井県 | 福井市 | 6 | 4 | 3 | 2 | 2 | 17 |
| | 敦賀市 | 4 | 3 | 3 | 1 | 1 | 12 |
| 山梨県 | 甲府市 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 5 |
| | 北杜市 | 1 | 4 | 3 | 6 | 2 | 16 |

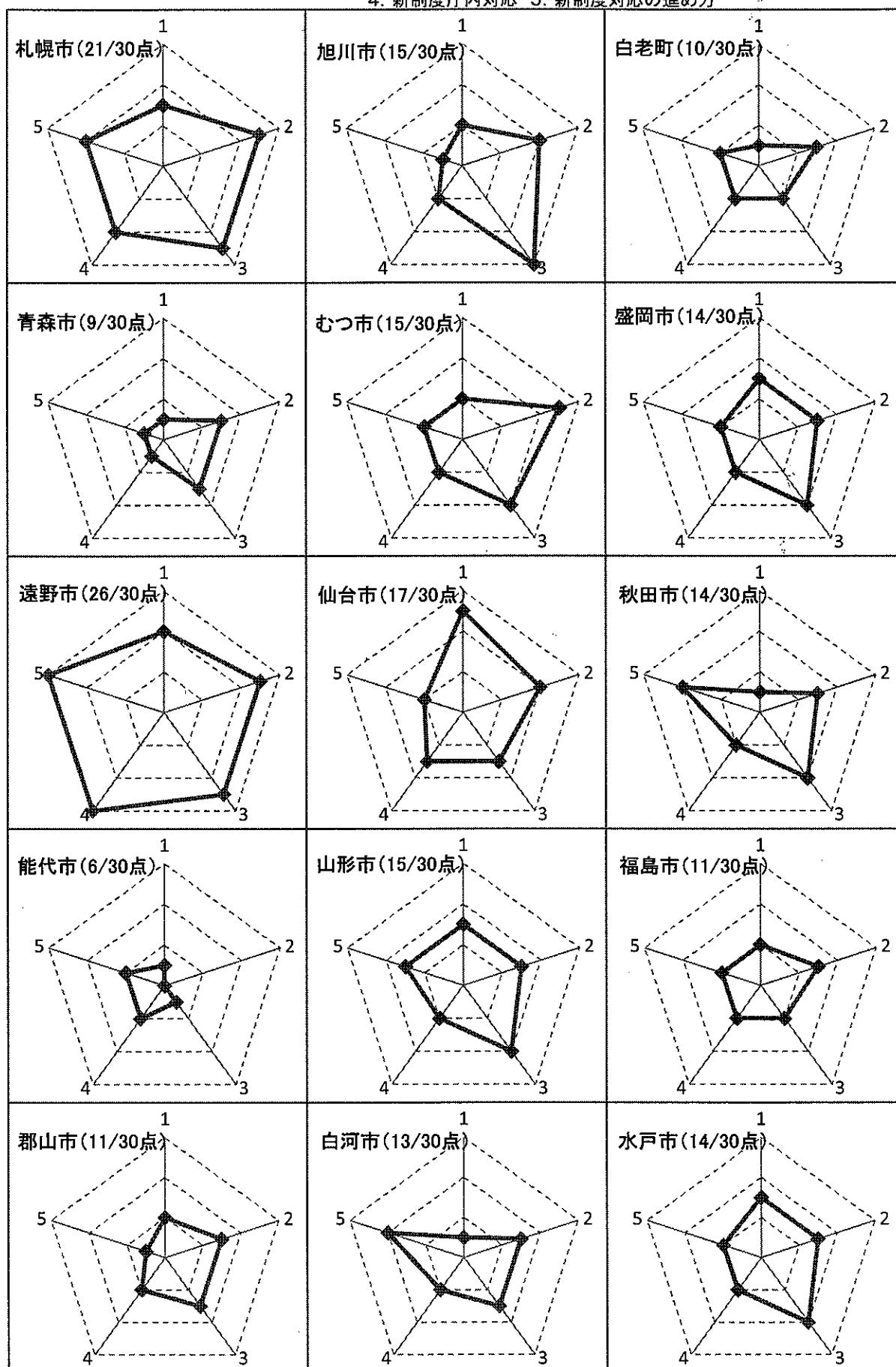
①現在のサービス ②すべての子育て家庭支援 ③子ども・子育て会議 ④新制度府内対応 ⑤新制度対応の進め方

| 都道府県 | 市町村区 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 合計 |
|------|------|---|---|---|---|---|----|
| 長野県 | 長野市 | 4 | 2 | 2 | 4 | 2 | 14 |
| 岐阜県 | 岐阜市 | 3 | 3 | 3 | 3 | 1 | 13 |
| | 大垣市 | 2 | 4 | 2 | 3 | 2 | 13 |
| | 高山市 | 4 | 3 | 4 | 2 | 2 | 15 |
| | 静岡市 | 2 | 4 | 5 | 4 | 3 | 18 |
| 静岡県 | 浜松市 | 2 | 5 | 3 | 6 | 4 | 20 |
| | 湖西市 | 1 | 5 | 4 | 2 | 2 | 14 |
| | 名古屋市 | 4 | 3 | 3 | 4 | 6 | 20 |
| 愛知県 | 春日井市 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 | 13 |
| | 東浦町 | 1 | 3 | 3 | 2 | 1 | 10 |
| | 三重県 | 2 | 5 | 3 | 2 | 2 | 14 |
| 滋賀県 | 大津市 | 4 | 3 | 3 | 2 | 2 | 14 |
| 京都府 | 京都市 | 6 | 6 | 6 | 6 | 5 | 29 |
| | 宇治市 | 2 | 3 | 3 | 2 | 1 | 11 |
| 大阪府 | 大阪市 | 5 | 3 | 3 | 2 | 4 | 17 |
| | 高槻市 | 3 | 3 | 4 | 3 | 2 | 15 |
| | 茨木市 | 2 | 4 | 3 | 2 | 4 | 15 |
| | 箕面市 | 2 | 4 | 3 | 3 | 2 | 14 |
| | 富田林市 | 1 | 6 | 4 | 2 | 1 | 14 |
| 兵庫県 | 神戸市 | 1 | 3 | 3 | 4 | 4 | 15 |
| | 尼崎市 | 4 | 3 | 3 | 3 | 4 | 17 |
| | 相生市 | 2 | 5 | 3 | 2 | 2 | 14 |
| 奈良県 | 奈良市 | 5 | 6 | 6 | 2 | 2 | 21 |
| 和歌山县 | 和歌山市 | 4 | 3 | 4 | 4 | 6 | 21 |
| 鳥取県 | 鳥取市 | 3 | 3 | 2 | 2 | 1 | 11 |
| | 倉吉市 | 4 | 4 | 2 | 4 | 1 | 15 |
| 島根県 | 松江市 | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 | 11 |
| 岡山県 | 岡山市 | 3 | 5 | 4 | 6 | 1 | 19 |
| | 笠岡市 | 4 | 5 | 4 | 2 | 1 | 16 |
| | 倉敷市 | 5 | 5 | 5 | 3 | 4 | 22 |
| | 総社市 | 2 | 5 | 4 | 4 | 4 | 19 |
| | 備前市 | 1 | 4 | 5 | 3 | 2 | 15 |
| 広島県 | 広島市 | 4 | 4 | 5 | 2 | 4 | 19 |
| | 呉市 | 2 | 4 | 3 | 2 | 2 | 13 |
| 山口県 | 山口市 | 6 | 5 | 6 | 2 | 3 | 22 |
| 徳島県 | 徳島市 | 2 | 3 | 3 | 2 | 2 | 12 |
| 香川県 | 高松市 | 2 | 3 | 3 | 3 | 2 | 13 |
| | 善通寺市 | 5 | 6 | 4 | 2 | 2 | 19 |
| 愛媛県 | 松山市 | 4 | 3 | 3 | 4 | 3 | 17 |
| 高知県 | 高知市 | 3 | 4 | 4 | 2 | 1 | 14 |
| 福岡県 | 北九州市 | 2 | 3 | 3 | 3 | 4 | 15 |
| | 福岡市 | 4 | 3 | 3 | 4 | 2 | 16 |
| | 柳川市 | 5 | 4 | 4 | 2 | 1 | 16 |
| 佐賀県 | 佐賀市 | 3 | 4 | 2 | 3 | 2 | 14 |
| 長崎県 | 長崎市 | 4 | 4 | 3 | 3 | 2 | 16 |
| | 佐世保市 | 2 | 3 | 6 | 3 | 2 | 16 |
| | 雲仙市 | 3 | 5 | 4 | 2 | 2 | 16 |
| | 五島市 | 1 | 3 | 4 | 5 | 2 | 15 |
| 熊本県 | 熊本市 | 2 | 4 | 4 | 2 | 6 | 18 |
| | 御船町 | 3 | 3 | 3 | 2 | 1 | 12 |
| 大分県 | 大分市 | 2 | 6 | 4 | 2 | 2 | 16 |
| | 臼杵市 | 2 | 4 | 3 | 2 | 2 | 13 |
| 宮崎県 | 宮崎市 | 4 | 3 | 3 | 3 | 2 | 15 |
| 鹿児島県 | 鹿児島市 | 2 | 3 | 4 | 6 | 6 | 21 |
| 沖縄県 | 那覇市 | 2 | 3 | 4 | 3 | 4 | 16 |

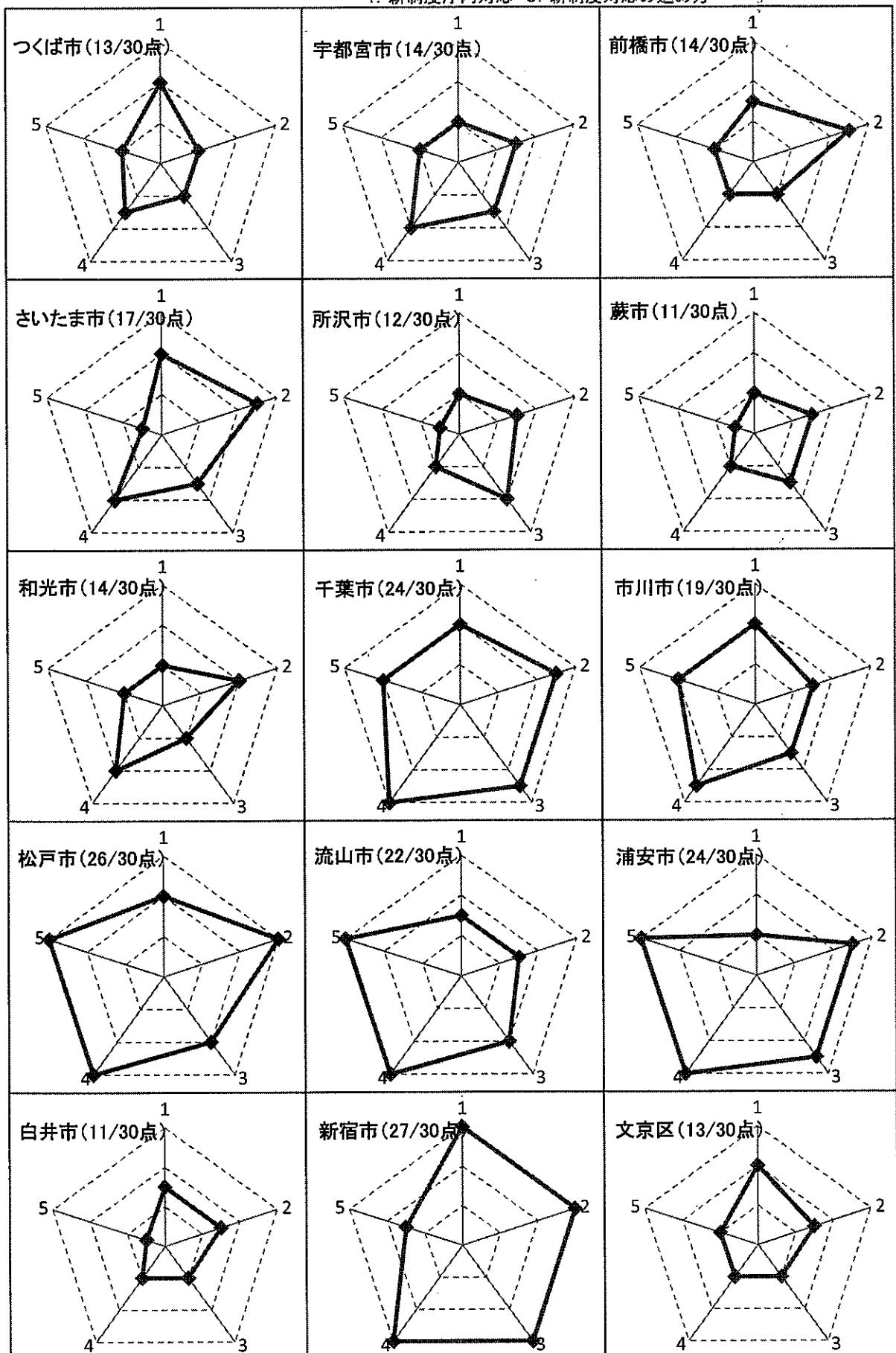
①現在のサービス ②すべての子育て家庭支援 ③子ども・子育て会議 ④新制度府内対応 ⑤新制度対応の進め方

(3) レーダーチャート

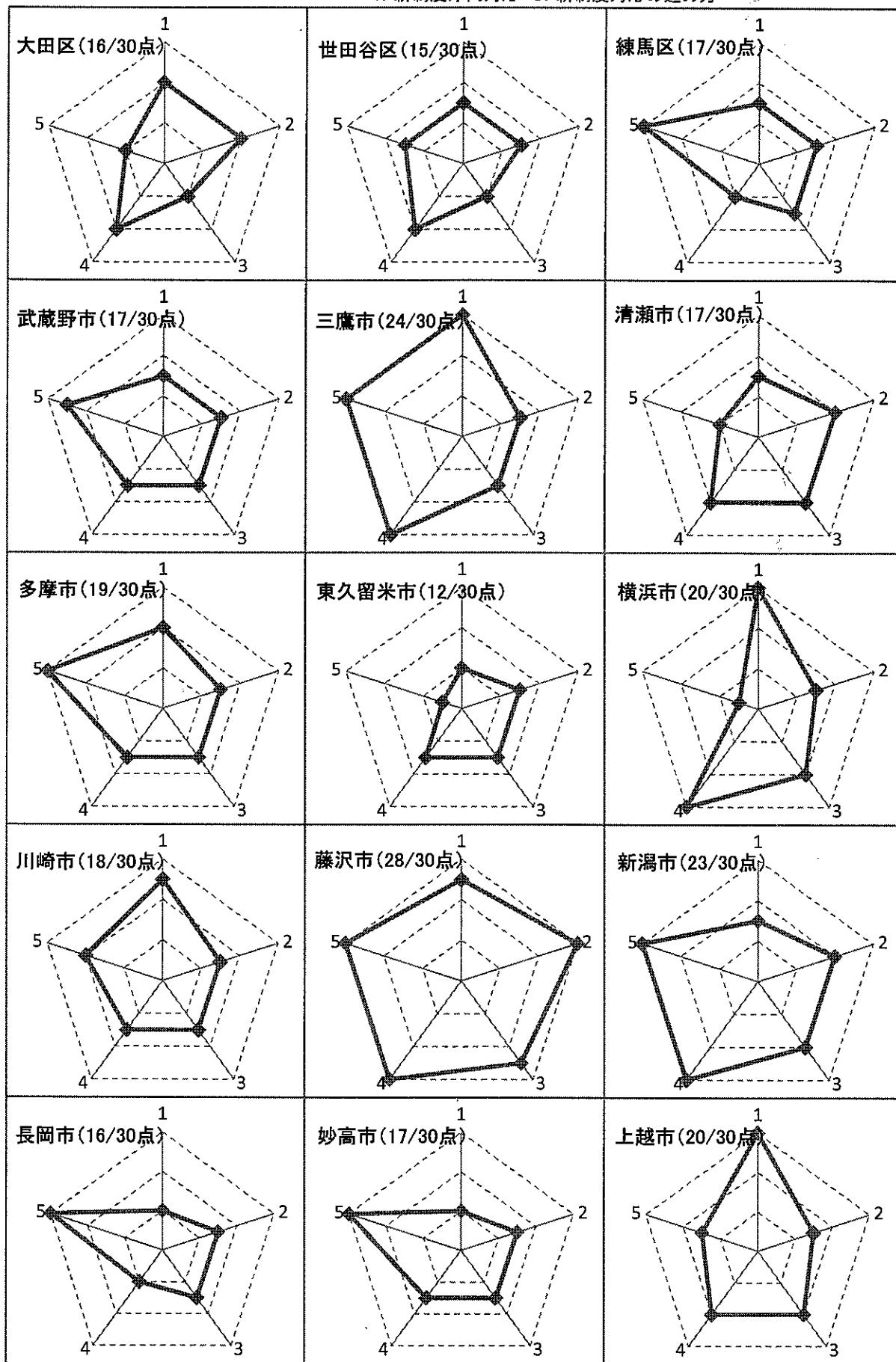
1. 現在のサービス 2. すべての子育て家庭支援 3. 子ども・子育て会議
4. 新制度府内対応 5. 新制度対応の進め方



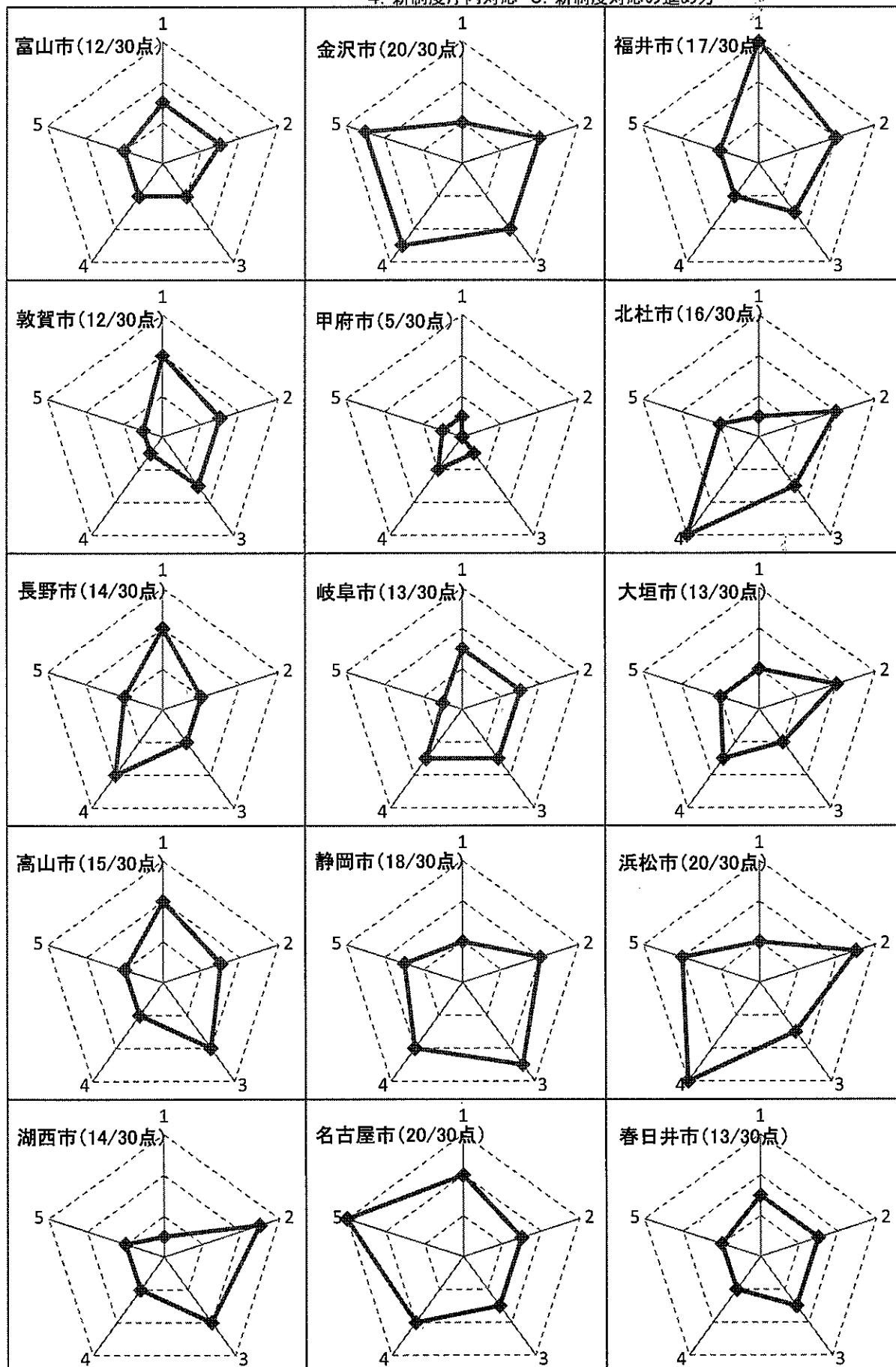
1. 現在のサービス 2. すべての子育て家庭支援 3. 子ども・子育て会議
 4. 新制度府内対応 5. 新制度対応の進め方



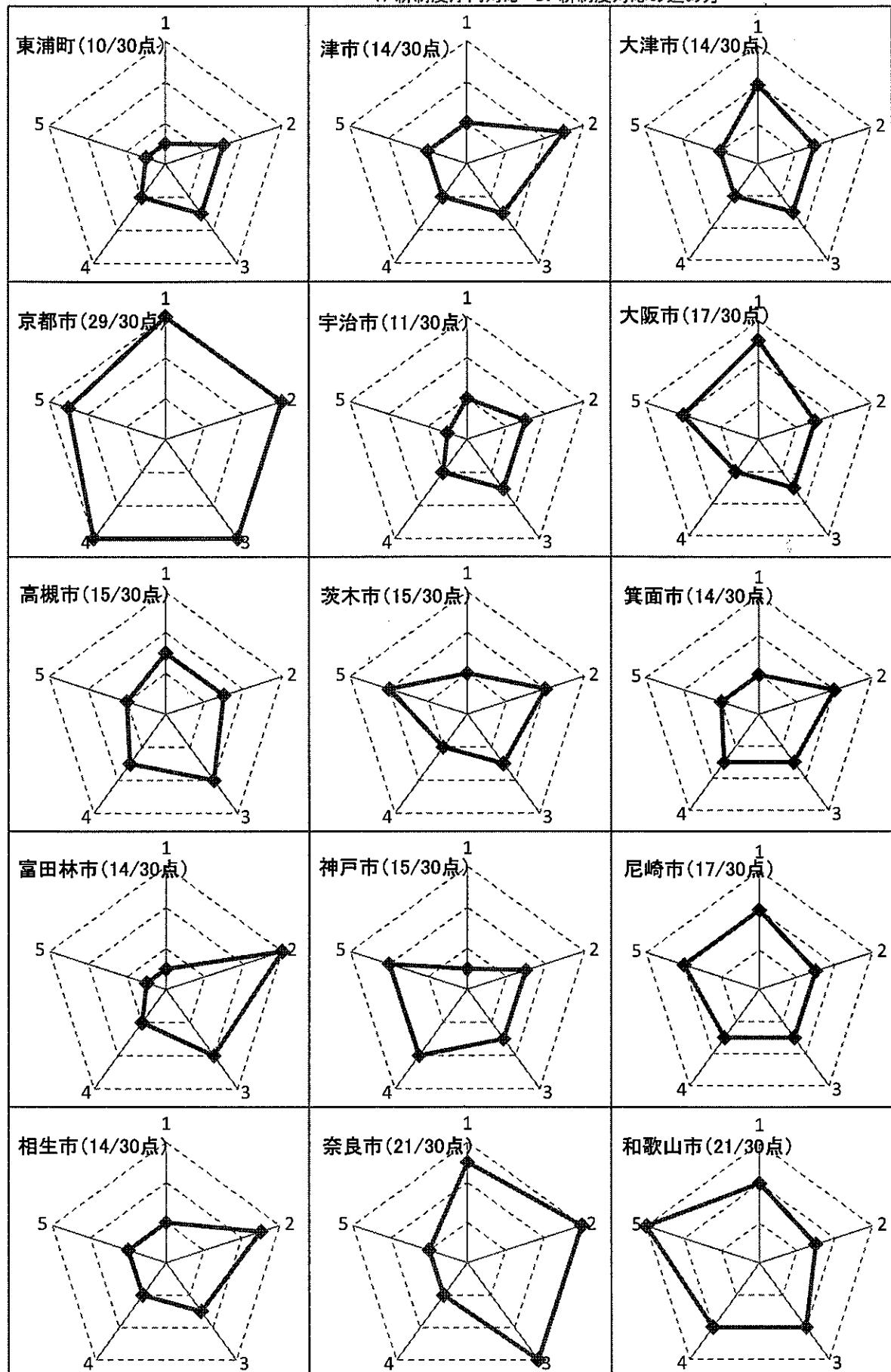
1. 現在のサービス 2. すべての子育て家庭支援 3. 子ども・子育て会議
 4. 新制度府内対応 5. 新制度対応の進め方



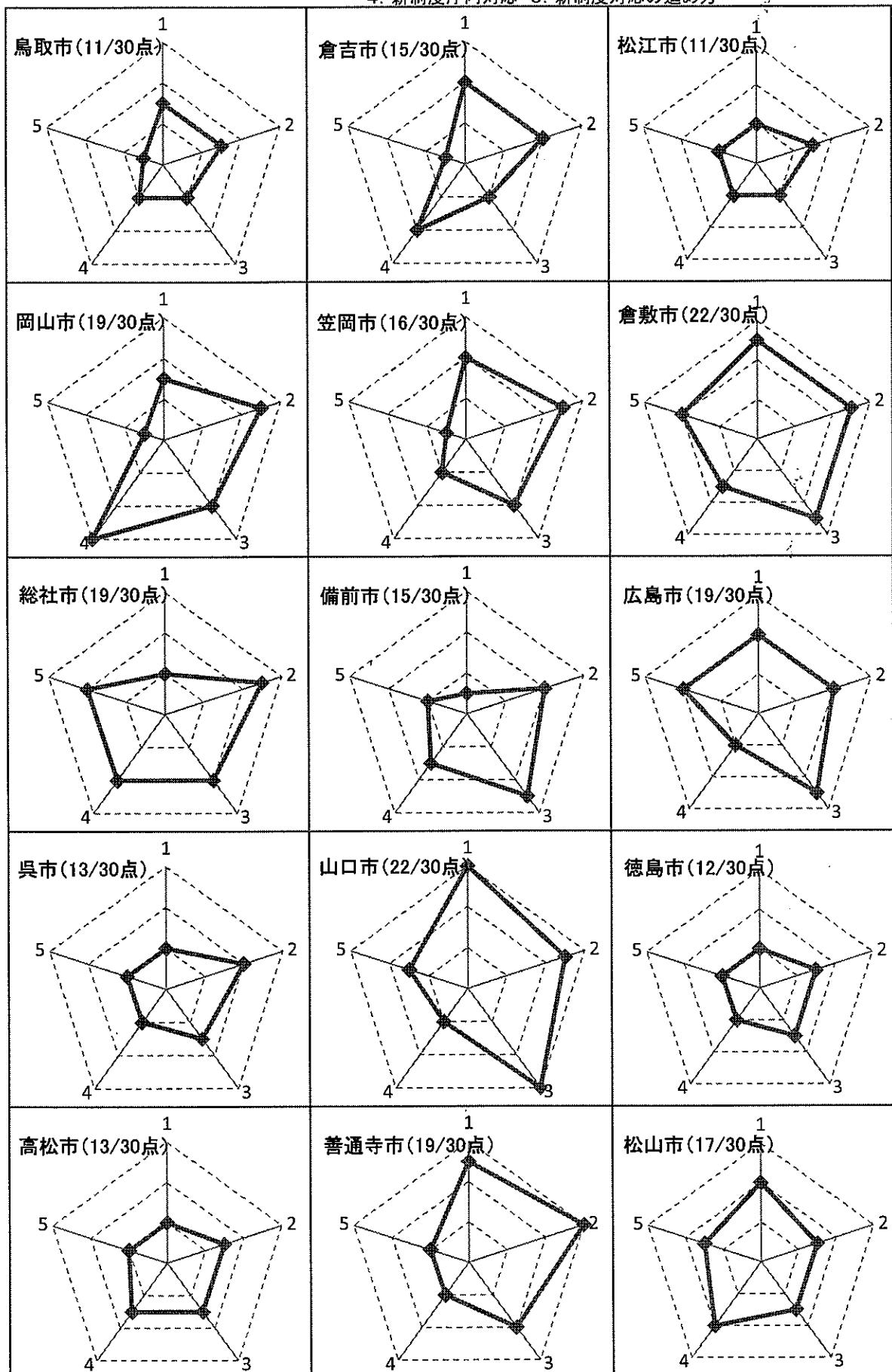
1. 現在のサービス 2. すべての子育て家庭支援 3. 子ども・子育て会議
 4. 新制度府内対応 5. 新制度対応の進め方



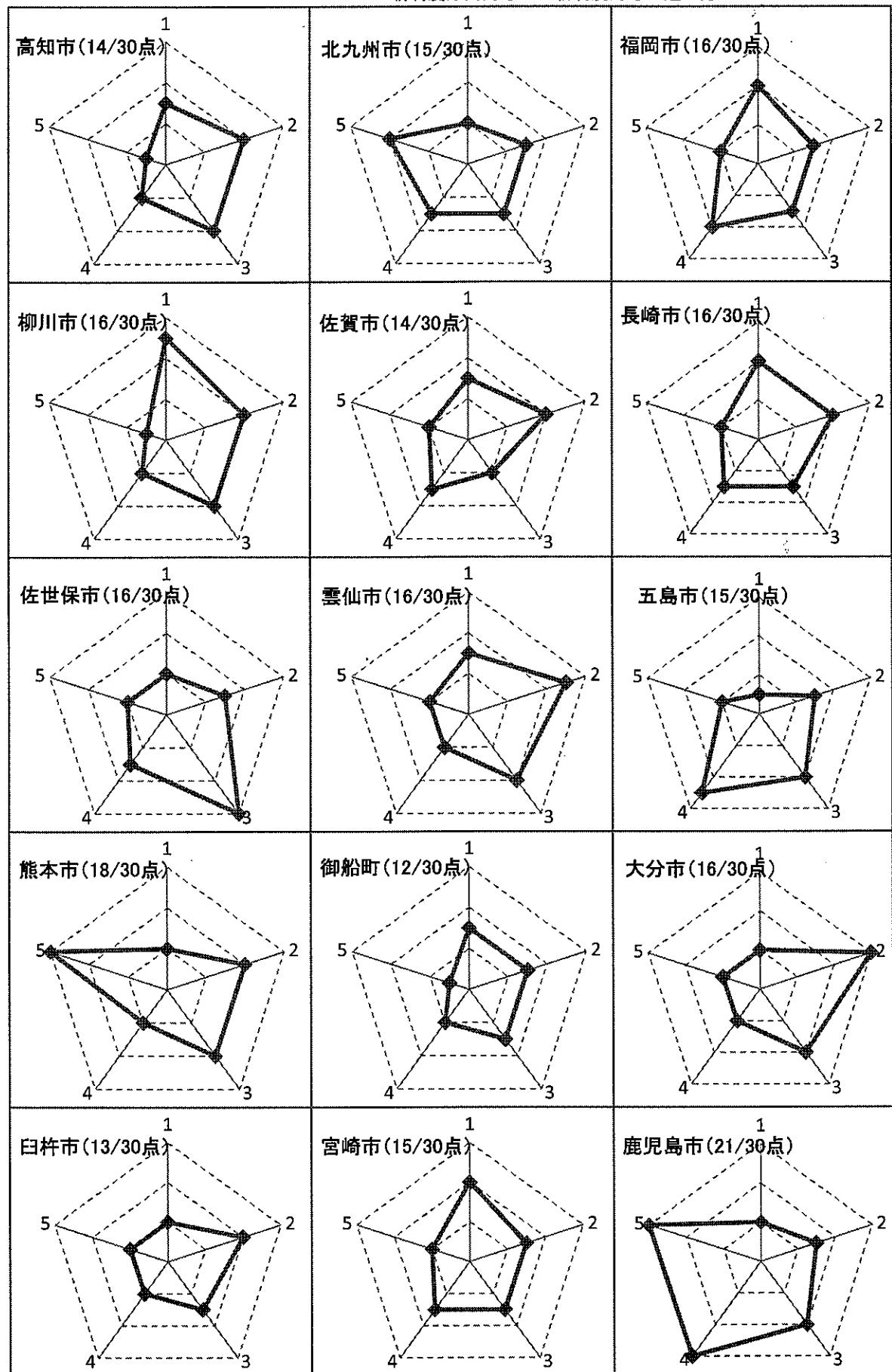
1. 現在のサービス 2. すべての子育て家庭支援 3. 子ども・子育て会議
 4. 新制度府内対応 5. 新制度対応の進め方



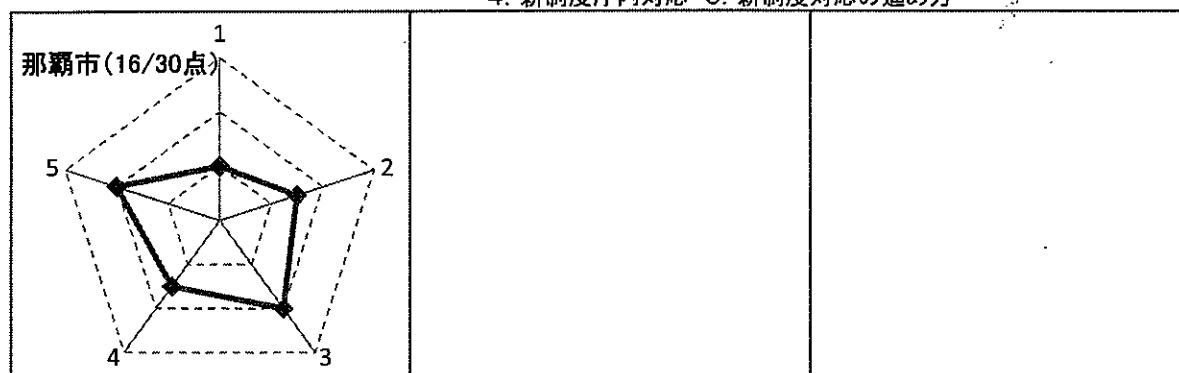
1. 現在のサービス 2. すべての子育て家庭支援 3. 子ども・子育て会議
 4. 新制度府内対応 5. 新制度対応の進め方



1. 現在のサービス 2. すべての子育て家庭支援 3. 子ども・子育て会議
 4. 新制度府内対応 5. 新制度対応の進め方



1. 現在のサービス 2. すべての子育て家庭支援 3. 子ども・子育て会議
4. 新制度府内対応 5. 新制度対応の進め方



参考資料

子育て分野におけるNPO/市民活動団体との連携に関する調査（第3回）

| | | | | |
|---|---|-------------|----|----------|
| 自治体名: | 回答担当部局: | | | |
| ①現在のサービスについてお伺いします | | 当てはまる項全てに○ | | |
| 1)現在行っている子育て支援事業 | | 実施 | 委託 | 拡充したい |
| a 通常保育事業 | 日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設 (原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日) | | | |
| b 延長保育促進事業 | 11時間の開所時間を超えて保育を行う事業 | | | |
| c 夜間保育推進事業 | 22時頃までの夜間保育を行う事業 (※開所時間は概ね11時間) | | | |
| d 休日保育事業 | 日曜・祝日等の保育を行う事業 (※年間を通じて開所する保育所が実施) | | | |
| e 家庭的保育事業 | 保育に欠ける乳幼児について、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳未満児を保育するもの | | | |
| f 一時預かり事業 | 保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等による緊急・一時的な保育サービスを提供するもの。 | | | |
| g 特定保育事業 | 週2~3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育を行う事業 | | | |
| h 放課後児童健全育成事業 | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおむね10歳未満の児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業 | | | |
| i 病児・病後児保育事業 | 《病児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児を一時的に預かる事業 《病後児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、地域の病後児を一時的に預かる事業 | | | |
| 《体調不良児型》保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業 | | | | |
| j 子育て短期支援事業 | 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。 | | | |
| k 子育て短期支援事業 夜間養護等(トライアステイ)事業 | 保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。 | | | |
| l ファミリー・サポート・センター事業 | 児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、援助を行なうことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。 | | | |
| m ファミリー・サポート・センター事業 (病児・病後児) | 平成21年度から、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業(病児・緊急対応強化事業)を行っている。 | | | |
| n 地域子育て支援拠点事業 | 地域において子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行うもの。平成19年度より、センター型、ひろば型、児童館型として統合。 | | | |
| o 民間児童館活動事業 | 児童に対する遊びを通じた集団的・個別の指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等。 | | | |
| p 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うもの。 | | | |
| q 養育支援訪問事業 | 養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行うもの。 | | | |
| r 上記a~q以外の自治体独自の事業として特に推進したもの |) | | | |
| 2) 設問①-1) -h「放課後児童健全育成事業」を「実施」または「委託」しているとお答えになった自治体にお伺いします。 | | | | |
| a 放課後児童健全育成事業について、今後さらに拡充するために必要なことは何でしょう？(複数回答可) | | | | 当てはまる項に○ |
| ・適切な人員配置のための財源 | | | | |
| ・最低基準を国基準で統一 | | | | |
| ・指導員の資格、身分保障 | | | | |
| ・指導員の研修 | | | | |
| ・地域人材、ボランティア等の活用 | | | | |
| ・対象年齢を小学校6年生まで拡充 | | | | |
| ・配慮が必要な児童支援の拡充(加算対応など) | | | | |
| ・実施場所の確保 | | | | |
| b 放課後の居場所として学校の活用を行っていますか？ | | | | |
| それは、放課後児童健全育成事業と連携を持って実施しているものですか？ | | | | |
| ②すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの拡充についてお伺いします | | | | |
| 子ども・子育て支援新制度では、市町村の事業として実施するすべての子育て家庭を対象とした「地域子ども・子育て支援事業」が設置されます。具体的には、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳幼児家庭全戸訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業等です。今後、このようすべての子育て家庭への支援を拡充するため、必要なことは何でしょう？ | | | | |
| a すべての子育て家庭に適切な情報が届くシステムの構築 | | クリックしてください→ | | |
| b 当事者に寄り添った情報提供等の利用者支援 | | クリックしてください→ | | |
| c すべての子育て家庭がある程度のサービスを得られる量的拡充 | | クリックしてください→ | | |
| d 子育て家庭の困りごとに寄り添って継続的・包括的に関わる人材や体制 | | クリックしてください→ | | |
| e 地域子ども・子育て支援事業間の連携した取り組み | | クリックしてください→ | | |
| f その他 () | | | | |

③地方版子ども・子育て会議について

子ども・子育て支援の給付・事業を、子ども・子育て当事者のニーズに即したものとするため、また効果的な制度運用のため、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援事業に従事する者、学識経験者をが子育て支援の政策プロセス等に参加・関与できる仕組みとして「地方版子ども・子育て会議」の設置が努力義務として定められました。自治体の子ども・子育て支援の計画・評価・見直しに必要な体制についてお聞かせください。

| | | |
|--|-------------|--|
| a 当事者(子ども・子育て家庭)のニーズを踏まえた、市町村独自の指針や計画づくり | クリックしてください→ | |
| b 当事者(子ども・子育て家庭)参画による計画・評価・見直し | クリックしてください→ | |
| c 多様な担い手・子ども・子育て支援事業者の参画による計画・評価・見直し | クリックしてください→ | |
| d 多様な子どもの利益を適切に反映できる計画・評価・見直し | クリックしてください→ | |
| e 計画・評価・見直しは、行政とNPO/事業者の協働で実現 | クリックしてください→ | |

2) 実際に、子ども・子育て会議を実施する際には、どのような体制づくりを考えていますか？(○はひとつ)

当てはまる項目にひとつ○

| | |
|-----------------|--|
| a 新たな会議体として設置予定 | |
| b 既存の会議体を活用予定 | |
| c 未定だが設置の方向で検討中 | |
| d まったく未定 | |

3) 地方版子ども・子育て会議設置についてのご意見・課題を自由にお書きください。 (内閣府の添付資料を参照ください) クリックしてください→

④「子ども・子育て支援新制度」への庁内対応について当てはまるもの全てに○をしてください

| | |
|---|--|
| a <input type="checkbox"/> 「子ども・子育て支援新制度」に関する情報を収集し、対応を準備・協議している | |
| b <input type="checkbox"/> 「子ども・子育て支援新制度」に関する担当課・対応窓口を設けている | |
| 担当課名: | |
| c <input type="checkbox"/> 「子ども・子育て支援新制度」に関する担当課・対応窓口を設け、関係部署との協議を始めている | |
| 担当課名: | |
| 協議の対象となる課係名: | |
| d <input type="checkbox"/> 「子ども・子育て支援新制度」に関する市民の方(利用者や市民活動団体)の対応窓口を決めている | |
| 担当課名: | |
| e <input type="checkbox"/> 「子ども・子育て支援新制度」に関する担当課・対応窓口を設け、関係する施策の方針や業務の変更・修正の準備を進めている。 | |
| 担当課名: | |
| f 施策の方針・業務の変更・修正内容: | |

⑤「子ども・子育て支援新制度」への対応の進め方について当てはまるもの全てに○をしてください

| | |
|--|--|
| a <input type="checkbox"/> 「子ども・子育て支援新制度」導入に際して、子育て支援活動団体を中心とした、関係する多様なステークホルダーの参画を求める予定がある <どのような予定かお書きください> | |
| b <input type="checkbox"/> 「子ども・子育て支援新制度」導入に際して、専門家に意見を聞く予定がある <予定のある専門家の属性をお書きください> | |
| c <input type="checkbox"/> 「子ども・子育て支援新制度」導入に際しては、庁内を中心に進めていく <中心となる部署をお書きください> | |

⑥「子ども・子育て支援新制度」へ一番期待していることをご自由にお書きください

⑦「子ども・子育て支援新制度」に対する一番の課題をご自由にお書きください

○調査にご協力いただいた自治体一覧

(106自治体)

北海道..... 札幌市 旭川市 白老町
青森県..... 青森市 むつ市
岩手県..... 盛岡市 遠野市
宮城県..... 仙台市
秋田県..... 秋田市 能代市
山形県..... 山形市
福島県..... 福島市 郡山市 白河市
茨城県..... 水戸市 つくば市
栃木県..... 宇都宮市
群馬県..... 前橋市
埼玉県..... さいたま市 所沢市 蕨市 和光市
千葉県..... 千葉市 市川市 松戸市 流山市 浦安市 白井市
東京都..... 新宿区 文京区 大田区 世田谷区 練馬区
武蔵野市 三鷹市 清瀬市 多摩市 東久留米市
神奈川県... 横浜市 川崎市 藤沢市
新潟県..... 新潟市 長岡市 妙高市 上越市
富山県..... 富山市
石川県..... 金沢市
福井県..... 福井市 敦賀市
山梨県..... 甲府市 北杜市
長野県..... 長野市
岐阜県..... 岐阜市 大垣市 高山市
静岡県..... 静岡市 浜松市 湖西市
愛知県..... 名古屋市 春日井市 東浦町
三重県..... 津市
滋賀県..... 大津市
京都府..... 京都市 宇治市
大阪府..... 大阪市 高槻市 茨木市 箕面市 富田林市
兵庫県..... 神戸市 尼崎市 相生市
奈良県..... 奈良市

和歌山県... 和歌山市
鳥取県..... 鳥取市 倉吉市
島根県..... 松江市
岡山県..... 岡山市 笠岡市 倉敷市 総社市 備前市
広島県..... 広島市 吳市
山口県..... 山口市
徳島県..... 徳島市
香川県..... 高松市 善通寺市
愛媛県..... 松山市
高知県..... 高知市
福岡県..... 北九州市 福岡市 柳川市
佐賀県..... 佐賀市
長崎県..... 長崎市 佐世保市 雲仙市 五島市
熊本県..... 熊本市 御船町
大分県..... 大分市 臼杵市
宮崎県..... 宮崎市
鹿児島県... 鹿児島市
沖縄県..... 那霸市

平成 24 年度 連合・愛のカンパ中央助成事業
第3回主要自治体の子育て分野における NPO/市民活動団体との連携に関する調査報告書

平成 25 年 6 月 1 日発行

発行 にっぽん子育て応援団
〒162-0853
東京都新宿区北山伏町2-17
ゆったり～の共同事務所内
電話 & FAX 03-3269-3314
Mail: info@nippon-kosodate.jp
<http://nippon-kosodate.jp>

(C) Nippon Kosodate Ouendan 2013, Printed Japan
無断転載・複製は、著作権法上の例外を除き禁じられています。